

京都下労基だより

2020. 8 No.262

公益社団法人

京都労働基準協会 京都下支部



久多に咲く北山友禅菊

三菱製紙(株)京都工場
盛田 公夫氏 撮影

暑中御見舞い 申し上げます

令和二年盛夏

公益社団法人
京都労働基準協会 京都下支部
役員一同

No.262号	目次
令和2年度通常総会（書面決議）ニュース	2～9
第60回優良従業員表彰受賞者	10～11
署長着任のご挨拶	12
監督署組織図・赴任者の抱負	13～15
令和2年度京都安全衛生表彰受賞者	16～18
ずいひつ 思いつくままに『withコロナ』 株式会社椿本チェーン 長岡京工場 総務課長 落合 信之	19
監督署からのお知らせ	20～29
安全衛生教育用DVD貸出しリスト	30
産業保健研修会のご案内	32

表紙デザインについて

プロミネンス（太陽の回りに立つ赤い炎・紅炎）をデザイン化し、会員事業場並びに協会の発展と躍動を意図しています。
引続く厳しい経済情勢下ではありますが、デザインの意図するところに依拠しさらなる躍進をして行きましょう。

令和2年度通常総会開催（書面決議）

—京都労働基準協会 京都下支部—

令和2年度の支部通常総会は、5月14日に都ホテル京都八条に於いて開催する予定をしていましたが、新型コロナウイルス感染拡大に伴い「緊急事態宣言」が発令されたのを受け、特に規約には定めていませんが、支部長・副支部長会議での協議の結果、通常総会の招集はせず書面決議に変更させていただくこととなりました。

このため、全会員に議案書と決議書を送付し表決をお願いしました結果、3つの議案すべてに関して全会員（255社）から賛成票をいただき承認されました。会員の皆様には初めての書面総会にもかかわらず、ご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

ごあいさつ

公益社団法人京都労働基準協会 京都下支部
支部長 岩橋 俊郎



平素は会員各社の皆様、また下支部の職員の皆様におかれましては、当支部の運営にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和2年度の当支部通常総会につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、やむを得ず書面決議とさせていただきますが、全ての議案を承認していただき、誠にありがとうございました。

さて、新型コロナウイルス感染症の影響により、京都経済につきましては、一時、観光は全面的にストップし、小売店や飲食店の多くが休業に追い込まれ、その他の事業も規模縮小を強いられるなど急速に悪化し、今も大変厳しい状況にあります。今後も当面は厳しい状況が続くと見込まれ、特に観光業のウエートが高い京都は、新型コロナウイルスが地元で収束しても、国内や世界の状況で回復速度が変わってくるものと思われま

す。これからは「3つの密」の回避や「ソーシャルディスタンスの確保」「マスクの着用」など、基本的な感染対策を継続しつつ、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着を図っていくとともに、企業としても、在宅勤務をはじめとするテレワークや時差出勤の導入等の対応が求められています。

このような中、当支部では昨年度、①労働災害の防止と労働者の健康確保のための事業の推進、②安全衛生教育等の促進、③労務管理の向上のための事業の推進等、労働基準行政の施策に沿って事業運営を行ってまいりました。

また、京都経済センターへの事務所移転や、京都で初の「全国産業安全衛生大会」が開催されるなど、大きな変化を伴う1年でもありました。

会員各社の皆様方、また下支部の職員の皆様のご支援、ご協力のおかげで、滞りなく進められましたことを、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

今年度につきましても、新型コロナウイルス感染対策には十分留意しつつ、従来から取り組んでおります「労働災害ゼロ」と、従業員のやりがい、働きがいを重視した「安心、安全、健康な職場づくり」に向けて事業運営の活性化に努めて参りたいと考えております。引き続きご協力の程、よろしくお願い申し上げます。

以上、会員各社の皆様のますますのご隆盛、ご発展をお祈り申し上げます。挨拶とさせていただきます。

令和元年度 事業報告

(平成31年4月1日～令和2年3月31日)

年月日	事業内容	場所
平成31.4.9	会計監査	協会事務所
10	第1回支部長・副支部長会議	京都銀行本店
17	第1回支部運営委員会	京都タワーホテル
18	新入社員安全衛生等教育(市内3支部共催)	京都経済センター
5.13	[本部]第78回全国産業安全衛生大会 事務手続き説明会	京都経済センター
14	京都下支部通常総会	都ホテル京都八条
16～17	安全管理者選任時研修(京都上支部・南支部共催)	京都経済センター
20～21	職長教育(京都上支部共催)	京都経済センター
6.11	KYT職場活性化研修(下支部単独)	京都経済センター
13	「京都下労基だより」260号編集委員会	京都下労働基準監督署
17	[本部]京都労働基準協会通常総会	ホテルグランピア京都
21	業種別〔正・副〕部会長会議	京都経済センター
25	低圧電気取扱業務特別教育(市内3支部共催)	京都経済センター
27	[本部]第1回支部事務局長会議	京都経済センター
〃	[本部]第1回京都労働安全衛生関係団体等連絡協議会	〃
7.1～9.30	第35回京都ゼロ災3か月運動(5月～6月受付) *達成率:501/515(97.3%)	京都経済センター
2	安全衛生管理に係る(局長・労働基準協会長)表彰式	京都労働局
9	出張特別試験(第一種衛生管理者等)	みやこめっせ
16～17	安全衛生推進者養成講習(京都上支部・南支部共催)	ラポール京都
25	第1回京都下地域産業保健センター運営協議会	京都府医師会館
8.1	[本部]第78回全国産業安全衛生大会 第2回実行委員会	京都タワーホテル
1	「京都下労基だより」260号発行	
9.3	フルハーネス型安全帯使用作業特別教育	ラポール京都
11	[本部]第2回京都労働安全衛生関係団体等連絡協議会	京都経済センター
17～18	職長教育(京都南支部共催)	京都経済センター
10.1～2	[本部]第78回全国産業安全衛生大会 運営担当説明会	京都経済センター
3	「京都下労基だより」261号編集委員会	京都下労働基準監督署
23～25	第78回全国産業安全衛生大会 in 京都 開催(本番)	みやこめっせ 他
11.8～9	研削用といし取替え業務特別教育(実技:三菱自動車工業)	京都経済センター
18～19	安全管理者選任時教育(京都上支部・南支部共催)	京都経済センター
28	低圧電気取扱業務特別教育(京都上支部・南支部共催)	京都経済センター
12.4	KYT職場活性化研修(京都上支部・南支部共催)	京都経済センター
6	フルハーネス型安全帯使用作業特別教育	京都経済センター
9	[本部]第3回京都労働安全衛生関係団体等連絡協会&教習部会	京都経済センター
9	[本部]第78回全国産業安全衛生大会 第3回実行委員会	京都タワーホテル
令和2.1.6	「京都下労基だより」261号発行	
14～15	安全衛生推進者養成講習(京都上支部・南支部共催)	京都経済センター
15	[本部]安全祈願祭・新年互例会	下鴨神社
20	[本部]第2回支部事務局長会議	京都経済センター
2.7	化学紙印刷部会・建設部会 合同研修会(座学)	京都下労働基準監督署
10	第2回支部長・副支部長会議	京都銀行本店
19	第2回支部運営委員会	京都タワーホテル
26	金属機械部会・電器部会 合同研修会(施設見学)	日新電機(株)
3.5	[本部]第4回京都労働安全衛生関係団体等連絡協議会	京都経済センター
〃	[本部]第3回支部事務局長会議	〃
6	タクシー部会(3支部合同)・運輸倉庫部会 合同研修会(座学)	清和荘(伏見)
12	第2回京都下地域産業保健センター運営協議会	京都府医師会館
16	一般部会・商業部会 合同研修会(座学)	京都経済センター
18	[本部]第3回理事会	京都経済センター

令和元年度 業種別部会活動報告

(平成31年4月1日～令和2年3月31日)

◎秋の施設見学会は、「第78回全国産業安全衛生大会 in 京都」開催のため中止としました。

年月日	実施事項	場所
令和2.2.7	◆化学紙印刷部会・建設部会合同研修会【座学】 (1)「2019年の労働災害発生状況とフルハーネス墜落制止用器具の義務化」について [講師] 京都下労働基準監督署 安全衛生課 課長 山田 英輔 様 (2)「働き方改革の再確認(労働時間規制、年次有給休暇等)」について [講師] 京都下労働基準監督署 第2方面 労働基準監督官 黒崎 葵 様 (3)「治療と仕事の両立支援、職場における健康管理」について [講師] 京都産業保健総合支援センター 産業保健専門職(保健師) 松田 雅子 様 [参加者 16社 17名]	京都下労働基準監督署
2.26	◆金属機械部会・電器部会合同研修会【施設見学】 ◎安全体感学習 [参加者 10社 17名]	日新電機(株) 日新アカデミー研修センター
3.6	◆タクシー部会(市内3支部)・運輸倉庫部会合同研修会【座学】 《中止》 新型コロナウイルス感染症拡大に伴い中止 (1)ハラスメント防止措置について [講師] 京都労働局 雇用環境・均等室 雇用環境改善・均等推進指導官 高江 洲洋子 様 (2)令和2年度の労働基準行政の重点と課題などについて(仮題) [講師] 京都南労働基準監督署 監督官	清和荘(伏見)
3.16	◆一般部会・商業部会合同研修会【座学】 《中止》 新型コロナウイルス感染症拡大に伴い中止 (1)「パワーハラ防止措置の義務化」について [講師] 京都労働局 雇用環境・均等室 雇用環境改善・均等推進指導官 高江 洲洋子 様 (2)「なくそう!望まない受動喫煙(改正健康増進法)」について [講師] 労働安全衛生コンサルタント 伊香 實次 様	京都経済センター

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い中止

監 査 報 告 書

令和2年4月13日

公益社団法人京都労働基準協会京都下支部
支部長 岩橋俊郎 殿

公益社団法人京都労働基準協会京都下支部

会計監査 日東薬品工業株式会社
三 谷 雅 彦



会計監査 タキイ種苗株式会社
本 田 学



平成31年4月1日から令和2年3月31日までの事業年度の事務局員等の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果について次のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

各会計監査は、支部事務局員等と意思疎通を図り、支部運営委員会その他の会議に出席し、事務局員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表及び正味財産増減計算書)及びその附属明細書並びに財産目録について検討いたしました。

2 監査意見

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告は、法令、定款及び支部規約に従い、京都下支部の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 事務局員等の職務の執行に関して、法令又は定款に違反する事実は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書並びに財産目録の監査結果

計算書類及びその附属明細書並びに財産目録は、京都下支部の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に示しているものと認めます。

以上

京 都 下 支 部 事 業 計 画

1 令和2年度支部事業運営の基本方針

京都下支部会員事業場の健全な事業の発展に寄与するため、京都下労働基準監督署等、関係行政機関及び関係諸団体との連携を図りつつ、労働基準法、労働安全衛生法を始めとする労働行政関係法令及びその告示、指針、通達等に基づき、労働災害の防止、労働者の健康の確保及び労務管理の向上等に係る事業を実施します。

特に、これらの事業を効率的、かつ、効果的に推進するため、京都市内における他の2支部（京都上支部・京都南支部）との連携をより一層強化し、協同事業を展開します。

2 令和2年度支部事業計画

概要は次のとおりとし、詳細については別途定めます。

(1) 労働災害の防止と労働者の健康の確保のための事業の推進

- ① 第13次労働災害防止計画（2018年～2022年の5年間）に基づき、労働災害防止と心とからだの健康づくりのための啓発活動を推進する。
- ② 全国安全週間、全国労働衛生週間及び年末年始無災害運動等の啓発活動を実施する。
- ③ 京都ゼロ災3か月運動の周知を図る。

(2) 安全衛生教育等の促進

- ① 安全衛生推進者養成講習を実施する。
- ② 職長教育、KY（危険予知）教育、特別教育等、各種安全衛生教育を実施する。
- ③ 業種別部会による優良事業場の見学会ならびに各種研修会を実施する。

(3) 労務管理向上のための事業を推進

- ① 機関誌、定期便を活用し、労務管理に係る情報を随時提供する。
- ② 労働行政関係法令等に係る研修会を開催する。
- ③ 労務管理、安全衛生管理及び労働保険業務等の相談に対応する。

(4) 広報活動

- ① 機関誌「京都下労基だより」を年2回発行する。
- ② 定期便を毎月送付する。
- ③ 京都下支部ホームページを充実する。

(5) 各種用品等の斡旋及びDVDの貸出し

- ◎ 図書・用品・DVD等の斡旋ならびに貸出用DVDの充実を図る。

(6) その他

- ◎ 京都下地域産業保健センター、京都下産業保健連絡協議会が開催する産業保健活動への支援を行う。

【ご連絡】新型コロナウイルス感染拡大防止措置として、京都経済センターでは会議室の定員数を削減している為、各講習会の募集人員を少なくしていますのでご了承願います。

四・半期別 事業計画

第1・四半期(4月～6月)

- ・ [緊急] 支部長・副支部長会議 (4/2)
※優良従業員審査会 同時開催
- ・ 会計監査 (4/13)
- ・ 支部運営委員会 (4/16) ➡ 書面決議
※新型コロナウイルス感染拡大に伴い変更
- ・ 通常総会 (5/14) ➡ 書面決議
※新型コロナウイルス感染拡大に伴い変更
※第60回優良従業員表彰式は開催せず個別対応とする。
- ・ 本部通常総会 (6/16)
- ・ 編集委員会 ➡ メール対応
※新型コロナウイルス感染拡大に伴い変更
- ・ 業種別正副部会長会議 (6/19) ➡ 延期
※新型コロナウイルス感染拡大に伴い延期(開催日未定)
- ・ 低圧電気取扱業務特別教育 (6/25)
- ・ 新入社員教育 (6/30)
※新型コロナウイルス感染拡大に伴い4月から変更

第2・四半期(7月～9月)

- ・ 京都ゼロ災3か月運動 (7/1～9/30)
- ・ 本部 京都安全衛生大会 (7/2) ➡ 中止
※新型コロナウイルス感染拡大に伴い中止
- ・ フルハーネス型安全帯使用特別教育 (7/6)
- ・ 安全衛生推進者養成講習 (7/9～10)
- ・ 職長等教育 (7/20～21)
※新型コロナウイルス感染拡大に伴い5月から変更
- ・ 安全管理者選任時研修 (7/28～29)
※新型コロナウイルス感染拡大に伴い5月から変更
- ・ 京都下労基だより発行 (8/ 上旬)
- ・ 職長等教育 (9/14～15) ➡ 10月に延期
※新型コロナウイルス感染拡大に伴い、5月開催予定の講習を7月に延期したため、接近した9月の講習を1か月先の10月に延ばしました。

第3・四半期(10月～12月)

- ・ 京都産業保健セミナー (10/1) ➡ 中止
〔京都衛生管理者会総会及び交流会を含む〕
※新型コロナウイルス感染拡大に伴い中止
- ・ 編集委員会 (10/ 上旬) 予定
- ・ K Y T 研修 (10/16)
※新型コロナウイルス感染拡大に伴う6月の延期分
- ・ 職長等教育 (10/20～21)
※当初9月開催予定分
- ・ 業種別部会研修 (10月～12月)
※新型コロナウイルス感染拡大に伴い開催未定
- ・ 研削砥石取替えなど特別教育 (11/6～7)
- ・ 京都下地域安全衛生セミナー(11/17) ➡ 中止
〔京都ゼロ災3か月運動達成証交付式を含む〕
※新型コロナウイルス感染拡大に伴い中止
- ・ 安全管理者選任時研修 (11/19～20)
- ・ 低圧電気取扱業務特別教育 (11/26)
- ・ K Y T 研修 (12/4)
- ・ フルハーネス型安全帯使用特別教育 (12/9)
※事業計画外 (追加講習)

第4・四半期(1月～3月)

- ・ 京都下労基だより発行 (1/ 上旬)
- ・ 業種別部会研修 (1月～3月)
※新型コロナウイルス感染拡大に伴い開催未定
- ・ 安全衛生推進者養成講習 (1/14～15)
- ・ 支部長・副支部長会議 (2/ 上旬)
- ・ 支部運営委員会 (2/ 下旬)

令和2年度改選

役員名簿

支部長 (株) 京都銀行
 副支部長 関西電力送配電 (株) 京都支社
 ♪ 日本板硝子 (株) 京都事業所
 ♪ (株) 中央倉庫

会計監査 日東薬品工業 (株)
 会計監査 タキイ種苗 (株)
 事務局長 尾本幸三郎

部会名	役員	事業場名	電話番号
金属機械部会	部長	ダイハツ工業(株)本社(池田)・京都工場	956-1141
	副部長	福田金属箔粉工業(株)	581-2161
		(株)カシフジ	691-9171
		旭光精工(株)	932-2141
		(株)椿本チエイン	956-0200
		三菱ロジスネクスト(株)	956-8605
		メテック(株)	661-4901
	(株)ヤマシナ	591-2131	
電器部会	部長	(株)GSユアサ	316-3127
	副部長	パナソニックセミコンダクターソリューションズ(株)	956-9500
		(株)砂崎製作所	581-1151
		(株)堀場製作所	313-8121
	三菱電機(株)京都製作所	958-3069	
化学・紙印刷部会	部長	日本新薬(株)	321-9111
	副部長	積水化学工業(株)京都研究所	662-8541
		三菱製紙(株)京都工場	951-1181
		(株)松井色素化学工業所	594-5613
		三洋化成工業(株)	541-4321
		(株)松風	561-1913
	レンゴー(株)新京都事業所	954-2121	
会計監査	日東薬品工業(株)	921-5344	
建設部会	部長	水野建設(株)	312-0431
	副部長	(株)安井空工務店	933-0012
		(株)きんでん 京都支店	634-6500
		(株)田中工務店	681-9556

部会名	役員	事業場名	電話番号
一般部会	部長	日本板硝子(株)京都事業所	934-8219
	副部長	関西電力送配電(株)京都支社	344-7406
		京阪ホテルズ&リゾート(株)	361-3225
		宝酒造(株)本社事務所	241-5116
		会計監査 タキイ種苗(株)	365-0123
タクシー部会	部長	彌榮自動車(株)	841-6261
	副部長	帝産京都自動車(株)	691-8161
		洛東タクシー(株)	581-1138
		銀鈴タクシー(株)	681-8701
		比叡タクシー(株)	501-8800
	都タクシー(株)	671-6101	
運輸倉庫部会	部長	日本通運(株)京都支店	371-3141
	副部長	京都通運(株)	371-9101
		京阪バス(株)	682-2305
	(株)中央倉庫	321-9133	
商業部会	部長	京都中央信用金庫	223-8294
	副部長	(株)ワコール	682-1012
		(株)京都銀行	361-2279
		京都信用金庫	211-2111
		京都トヨペット(株)	341-8141
		京都丸紅(株)	342-3332
		(株)近鉄・都ホテルズウェスティン都ホテル京都	771-7152
		(株)大丸松坂屋百貨店 大丸京都店	241-6969
東レコーテックス(株)	691-5191		

(支部運営委員) 8部会 47名 (会計監査) 2名

公益社団法人京都労働基準協会 京都下支部

第60回優良従業員表彰 受賞者

令和2年度の通常総会が、新型コロナウイルス感染拡大に伴い書面決議になった事より、表彰式を執り行う事が出来ませんでしたので、本紙面にてご紹介し心からお祝いを申し上げます。



第60回『優良従業員表彰』を受賞して

ジェイアール東海関西開発株式会社
総務部 総務課 西井 康生

この度、令和2年京都労働基準協会京都下支部総会におきまして、公益法人京都労働基準協会京都下支部優良従業員表彰を賜り誠にありがとうございます。これもひとえに京都労働局はじめ京都下労働基準監督署ならびに公益社団法人京都労働基準協会の関係各位のご指導によるものと感謝申し上げます。私は1967年に当時の日本国有鉄道（国鉄）に入社し、1987年に日本国有鉄道（国鉄）の分割民営化により発足した、東海旅客鉄道株式会社（JR東海）に入社しました。入社した当時は、新幹線の車掌業務において労働安全衛生等を受ける立場でした。その後、管理者（事務助役）となり福利厚生を担当しました。その中で労働安全衛生にも従事し、危険予知訓練（KYT）を2日間受講し、職場や業務の状況の中にひそむ危険要因とそれが引き起こす現象を小集団で話し合い、考え合い、分かり合って、危険のポイントや重点実施項目を指差唱和・指差呼称を実施することで、解決する訓練を勉強しました。その経験を活かし職場において、労働災害を未然に防ぐためにKY活動に携わってきました。

2003年7月にジェイアール東海関西開発株式会社の総務部総務課へ異動となり、引き続き安全衛生管理の業務をすることになりましたが、箇所及び店舗ごとの安全衛生管理で規定等が備わっていなかったため、2007年に安全衛生規程を作成するとともに毎月1回の安全衛生委員会を開催することで、社員等の安全と健康を確保してまいりました。また、新規採用者に対しては、労働安全衛生マニュアルによる教育を実施し、労働災害ゼロに向けた取り組みが評価されたものと存じます。

また、2016年から「メンタルヘルス不調の未然防止のために」ストレスチェックを実施しており、高ストレス者に対しては、産業医の面談による指導・助言に基づき、適切にストレスを軽減する取り組みを行っています。他箇所において通勤災害及び労働災害の発生した際は、「他山の石」情報が届くと共に再発防止に努めなければいけないと思っています。

現在は、後任にも様々な取り組みを進めていただくよう指導しています。最後に新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言が解除となりましたが、毎月の安全衛生委員会において、衛生委員や産業医等の意見を参考しながら完全な感染症の終息までの期間、社員等の感染予防策を徹底しつつ、生命と健康を守る取り組みを進めていきます。今後とも京都労働局、京都下労働基準監督署そして京都労働基準協会をはじめとする皆様のご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

第60回『優良従業員表彰』を受賞して



生産本部 中村 新哉副本部長(びわこ工場長)
より表彰状の授与が執り行われました

株式会社堀場製作所
生産本部 生産1部 副部長
富田 敦

この度、公益社団法人京都労働基準協会京都下支部優良従業員表彰を賜り、誠にありがとうございます。これもひとえに京都労働局をはじめ京都下労働基準監督署ならびに公益社団法人京都労働基準協会関係各位のご指導によるものと感謝申し上げます。

私は1983年に株式会社堀場製作所に入社し、以降、製造業務に従事、堀場製作所の企業理念である、豊かな未来に向かって限りなく成長する、自社製品や技術の提供を通じて地球環境保全に貢献し人と自然の共生を図る、を安全で且つ健康に遂行するために、上司や先輩、同僚、後輩たちと一緒に安全衛生活動に取り組んでまいりました。事故の無い安全な職場こそ最も生産性の高い職場である、を信念に定期的な安全教育と指導の機会を持ち、議論の場を設けてきました。

2016年には社の安全管理者を拝命、その責務から労働災害防止の重要性を改めて認識する機会となり、教育指導は欠かさぬものと取り組んでまいりました。より安全な職場を目指してきましたが、時として事故に遭遇することもありました。この際、原因探求や再発防止策を講じるだけでなく、潜在するリスクの認知・共有や生産プロセスの見直しなどを同僚や後輩と議論することで新たな学びの機会が生まれ、また、経験少ない世代を対象として自ら語るからこそ、マニュアルや手順の順守のみに頼らないしっかりその意味を理解する人材の育成に寄与するもの、と活動を通じて実感しています。

今まで取り組んできた活動そのものは地道ではありますが、結果として大きな事故に遭遇することなく日々の生産活動に専念できていることから、少しでも貢献できていることとして自身嬉しく感じています。今後とも京都労働局、京都下労働基準監督署ならびに京都労働基準協会をはじめとする皆様のご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。



着任のごあいさつ

京都下労働基準監督署長

千田 幸子

公益社団法人京都労働基準協会下支部会員事業場の皆様には、日頃より、当署の業務運営につきまして、格別のご理解とご協力をいただいたことに、御礼申し上げます。

4月1日付けで京都下労働基準監督署長を拝命いたしました。

当署での勤務は4回目(通算で7年目)となり、本来ですと、懐かしい会員事業場の皆様方とお目にかかれてうれいところなのですが、今年はそれも許されない状況となっております。

さて、どこにおいてもマスク着用の姿が当たり前となっているこの頃ですが、皆様方におかれましては新型コロナウイルス対策はいかがされましたでしょうか(原稿を書いています今は6月ですが、この協会誌が発行される8月には新型コロナウイルスが少しでも落ち着いていることを願うばかりです。)

当署におきましても、新型コロナウイルス対策として、職員を2班に分けての在宅勤務、時差通勤、また、庁舎内には衝立や飛沫防止用カーテン等を設置して窓口での対応に当たらせていただきました。来庁された皆様にはご不便やご不快な思いをかけたかもしれません(申し訳ございません)。

またこの間、当署には、休業手当、解雇、賃金支払い等の労働基準法に関する事案、健康診断や安全衛生委員会等の開催、各種設備等の定期点検など安全衛生法に関する事案など、例年を大きく上回る相談が寄せられました。現在、新型コロナウイルス感染に係る労災請求事案も処理しているところです。今後、第2波、第3波を想定し、予期せぬ問題が生じてしまったときに備えつつも、1日も早く平穏な日々を取り戻したいです。

厚生労働省のホームページには、助成金等の支援策や法適用等に関するQ&Aが記載され、随時更新されておりますので、ご利用いただければと思います。

行政施策等について、少し触れさせていただきます。

まず、法改正等の動きについてです。働き方改革関連法の施行において、猶予措置がとられていた中小企業への時間外労働の上限規制が4月1日より適用となりました。また、パートタイム・有期雇用労働法の施行に基づく「同一労働同一賃金」も求められています。

さらに6月1日からは、パワーハラスメント防止措置が事業主の義務となった(中小企業は2022年4月1日～)ほか、7月1日からは特殊健康診断の健診項目の改正が施行されました。

これらの改正をふまえ、当署におきましては説明の機会や相談にあたる計画を立てていたところではありますが、三密を防止するため計画を実行できない状況が続いております。ご不明な点等ございましたら遠慮なく、お問い合わせください。

2点目は「労働災害の防止」です。

令和元年における当署の災害発生状況は、死亡災害は前年より減少したものの、1名の尊い命が失われました。一方、休業4日以上(死傷災害)は639人となり、前年度比-36人(-5.3%)でした。

平成30年度を初年度とする「第13次労働災害防止推進計画(平成30年度～令和4年度)」に取り組んでいるところであり、当署における同計画の目標、

- ・12次防期間内の死亡者数と比較して、13次防期間内の死亡者数を20%以上減少させる
- ・12次防期間の死傷者数の合計数と比較して、13次防期間の休業4日以上(死傷災害)による死傷者数の合計を5%以上減少させる

を達成するには、労働安全衛生法の遵守、リスクアセスメントの普及促進、安全衛生意識の高揚等の取組が必要です。会員事業場におかれましては、労働災害防止対策への積極的な対応をお願いします。

また、業種横断的に多発する高齢労働者の労働災害の減少を図るため、「高齢労働者の安全と健康の確保のためのガイドライン」に基づく対応をお願いします。外国人労働者に対する教育につきましては、厚生労働省のHPに多言語による視聴覚教材や安全衛生教育マニュアルがありますのでご活用ください。

3点目は「労災補償の迅速・公正な給付」です。

脳・心臓疾患、精神障害事案及び石綿関連疾患事案の請求が引き続き増加若しくは高止まりで推移しており、管理職の脳・心臓疾患、精神障害請求事案では職場のパワハラによるものが増加しているほか、未だに(?)と驚くようなセクハラ事案もまだまだあります。適正な労災給付心がけていくこととしておりますが、各職場におかれましては、パワハラ対策やメンタルヘルス対策等への取組強化をお願いします。

以上、ご挨拶のつもりがお願いばかりしてしまい申し訳ございません。

最後に、歴代の署長も書いておりますが、当署の署長室は、一人で使うにはもったいないようなスペースです。お近くにお越しの際は、是非、立ち寄っていただき、様々な情報交換をさせていただければと思います。

1年間、どうぞよろしく願いいたします。



離任のごあいさつ

前署長 吉岡 宏 修

本年4月の人事異動により、京都上労働基準監督署に転任致しました。

1年間という短い期間ではありましたが、京都労働基準協会京都下支部の会長並びに会員事業場の皆様には、大変お世話になりました。ここに改めて厚く御礼申し上げます。

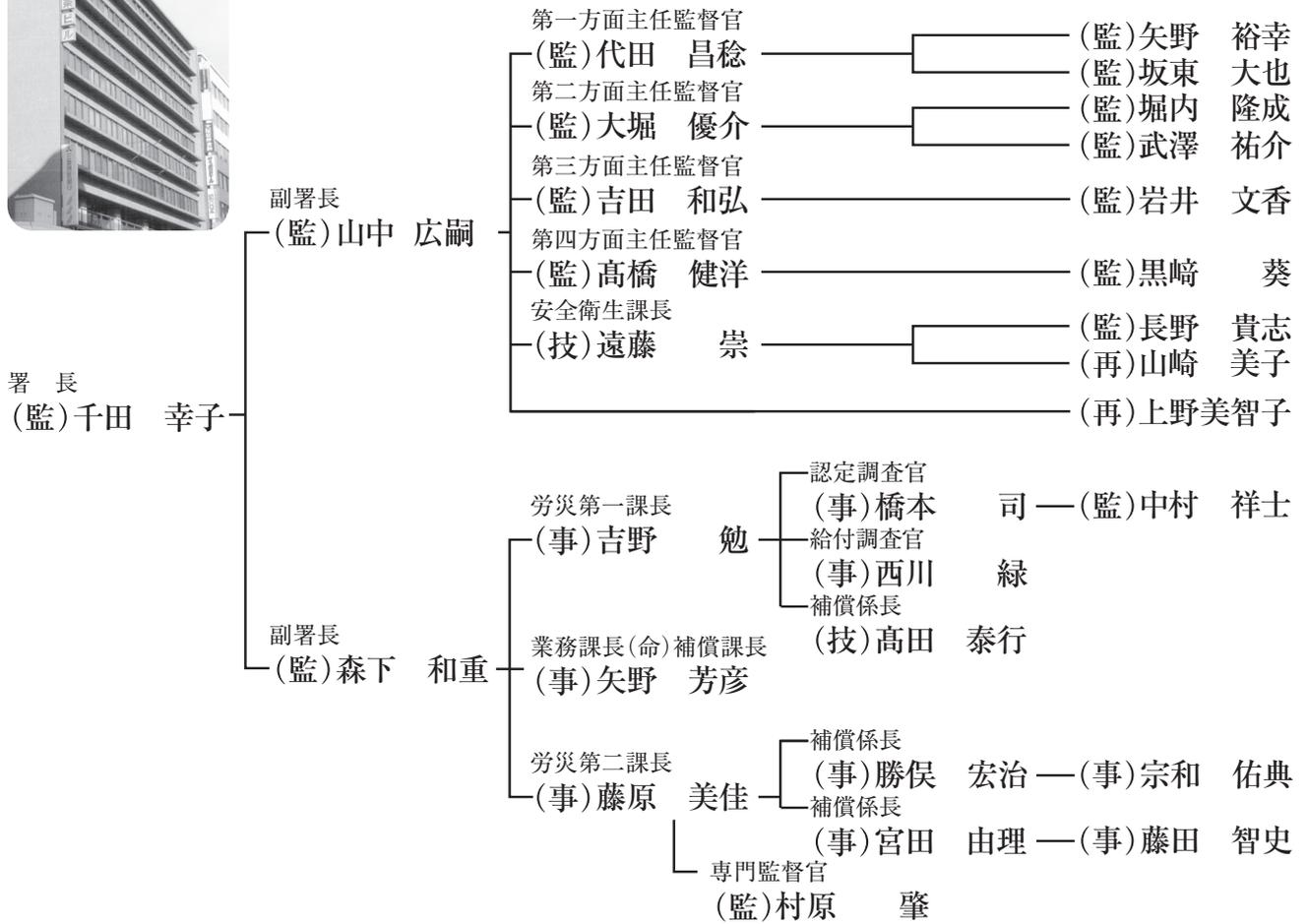
今年は新型コロナウイルス感染症の影響が大きく、会員事業場の皆様におかれましては、非常に厳しい状況が続いているのではないかと大変心配をしているところです。

労働基準監督署をはじめとする労働基準行政におきましては、皆様の御意見を反映しながら、より丁寧に対応してまいりますので、引き続き御理解と御協力を賜りますようよろしくお願い致します。

最後に、京都下支部の会員事業場の皆様が益々御発展をされますよう祈念しまして、離任の挨拶とさせていただきます。

京都下労働基準監督署組織図

(令和2年4月1日)



人事異動【転入者（署内異動者を含む）】 ※（ ）内は異動前の役職等

署長	千田 幸子 (局健康安全課長)	業務課長(命)補償課長	矢野 芳彦 (局労災補償課 労災保険給付調査官)
副署長	山中 広嗣 (局雇用環境・均等室 室長補佐)	労災第一課長	吉野 勉 (南署 労災第二課長)
副署長	森下 和重 (局労働保険徴収課 労災補償監察官)	労災第二課長	藤原 美佳 (局総務部総務課 人事係長)
第三方面主任監督官	吉田 和弘 (局総務部総務課 総務係長)	労災第一課労災保険給付調査官	西川 緑 (舞鶴署 補償係長)
第四方面主任監督官	高橋 健洋 (南署 第四方面主任監督官)	労災二課 厚生労働事務官	宗和 佑典 (新規採用)
安全衛生課長	遠藤 崇 (南署 安全衛生課長)		
第一方面労働基準監督官	矢野 裕幸 (丹後署 監督・安衛課)		
第一方面労働基準監督官	坂東 大也 (新規採用)		
第二方面労働基準監督官	武澤 祐介 (新規採用)		
第四方面労働基準監督官	黒崎 葵 (第二方面労働基準監督官)		
安全衛生課 労働基準監督官	長野 貴志 (局労働保険徴収課)		

抱負の赴任者



副署長
山中 広嗣

4月1日付で局雇均室から転任してまいりました。前回の赴任は10年ほど前であり、その当時は、忙しいながらも山鉾巡行の日だけは庁内5階の窓から巡行を見物する余裕があったと記憶しています。

間近で見る山鉾の装飾が華やかで、四条通りの窓から身を乗り出して、今から考えますと大変贅沢な時間を過ごしていました。

その当時と比べますと、ますます世の中の変化が急激になり、予測が難しくなり、それに加えて今年度は予想もしなかった状況に困惑し、その対応に苦心しております。こういう時だからではないですが、いつもと変わることなく率直なご意見をお伺いしながら取組んでまいります。雇均室で勤務していた際も大変お世話になりましたが、引き続きよろしくお願ひいたします。



第三方面主任監督官
吉田 和弘

4月1日付で京都労働局総務課から異動してまいりました。

京都下労働基準監督署での勤務は7年ぶりで2度目の勤務となります。

労働環境をとりまく情勢が刻一刻と変化する中で、わかりやすく、丁寧な対応を心がけて職務に取り組むたいと思います。

どうぞよろしくお願ひします。



安全衛生課長
遠藤 崇

京都南署から転任してまいりました。京都下署での勤務は2回目、通算2年目になります。

微力ではありますが、職場の危険ゼロ及び労働者の健康確保を目標に取り組みたいと思っております。

会員事業場の皆様方のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。



副署長
森下 和重

4月1日付けで、京都労働局労働保険徴収課より転任してまいりました。

京都下署での勤務は2度目となります。

労災補償業務を担当しておりますが、年々さまざまな労災補償請求事案が増加している状況を日々実感しているところであります。

もとより微力ではありますが、管内事情を把握しつつ日々の業務に努めたいと思っております。

会員の皆様方におかれましては、労災補償業務の円滑な推進について一層のご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。



第四方面主任監督官
高橋 健洋

4月1日付で京都南労働基準監督署から異動してまいりました。

昨今の日々変化していく社会情勢の中、行政活動のご理解及びご協力ありがとうございます。

微力ではございますが、皆様のお役に立てるよう努めてまいりますので、よろしくお願い致します。



労災第一課長
吉野 勉

4月1日付で京都南労働基準監督署労災第二課から転任してまいりました。

京都下署には平成23年に補償係長として勤務して以来の勤務となります。

京都労働局管内においては、精神疾患、脳・心臓疾患などの請求が増加傾向にあり、労災補償行政の第一線としての労災課では懇切丁寧な対応が一層求められるものと実感しております。京都南署での経験を活かし、日々努力を重ねてまいりますので、何卒よろしくお願い致します。



労災第二課長
藤原 美佳

4月1日付けで京都労働局総務課から転任してまいりました。

下署は3年ぶりに勤務いたします。昨年度末から日本中が感染症の蔓延に脅かされ、とにかく一日も早く平穏な生活に戻ることを祈るばかりです。労災課職員として、迅速公正に調査を進めるよう努めてまいります。どうぞよろしく願いいたします。

第一方面 労働基準監督官

矢野 裕幸

4月1日付で丹後労働基準監督署から異動して参りました。

昨年度から引き続き、監督業務に従事することになりました。

微力ではございますが、皆様のお役に立てるよう努めて参ります。

どうぞよろしく願い致します。

第二方面 労働基準監督官

武澤 祐介

4月より、新任監督官として配属されました。

上司・先輩方から学び、自ら努力し、皆様に貢献できるよう頑張ります。

よろしく願い致します。

労災第一課 労災保険給付調査官

西川 緑

4月1日付けで舞鶴労働基準監督署から赴任してまいりました。

京都下署は平成27年度に勤務して以来、2度目の勤務になります。

適正な労災保険給付に努めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。



業務課長(命)補償課長
矢野 芳彦

京都労働局から転任してまいりました。下署での勤務は、正面茶屋町にあったころ以来となります。任命上、業務課併任ですが、専ら労災補償を担当いたします。

近年、労災補償では、メンタル疾患、脳・心臓疾患、さらには石綿による健康被害などの複雑な事案が激増しておりますが、初心に還り、わかりやすい説明や適正な補償業務に尽力してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

第一方面 労働基準監督官

坂東 大也

4月より、新任監督官として京都下労働基準監督署に配属されました。

わからないことも多々ありますが、1日でも早く皆様の力になれるよう尽力して参りますので、ご指導、ご鞭撻のほどよろしく願いいたします。

安全衛生課 労働基準監督官

長野 貴志

4月1日付で京都労働局労働保険徴収課から異動してまいりました。

京都下署での勤務、安全衛生業務はともに初めてとなります。

皆様のお役に立てるよう日々努めて参りますので、どうぞよろしく願いいたします。

労災第二課 厚生労働事務官

宗和 佑典

4月1日から採用となり、京都下労働基準監督署の労災課に配属されました。

まだ右も左も分からない状態ですが、周りの職員の方々からしっかりと学び、少しでも早く業務を習得し、貢献したいと思っています。よろしく願いいたします。

令和2年度 安全衛生に係る優良事業場等に対する表彰

〔京都労働基準局長表彰・京都労働基準協会会長表彰〕

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、全国安全週間中に開催する予定でした京都安全衛生大会が中止となったことで、表彰式が執り行われなくなりましたので、ご紹介させていただくと共に京都下支部の受賞事業場ならびに受賞者につきましては、心よりお祝いを申し上げます。

京都労働局長表彰「奨励賞」を受賞して

サントリービール株式会社 京都ビール工場



サントリービール株式会社 京都ビール工場



工場長 高岡 成介

この度、京都労働局長「奨励賞」を授与できましたことは、大変な名誉であり、光栄なことと存じます。これもひとえに、京都労働局、京都下労働基準監督署、京都労働基準協会、京都労働基準協会京都下支部をはじめとする関係各位のご指導、ご鞭撻の賜物であり、深く感謝申し上げます。

当工場は1969年、主に西日本の需給を賄うためのビール工場として生産を開始し、2019年に創業50周年という大きな節目を迎えました。サントリーグループの安全衛生活動は、「人の安全と健康はすべてに優先する」という基本方針のもと、「一人ひとりの安全意識向上と安全職場を目指し、労働災害ゼロを達成する」ことを目指して安全衛生活動に取り組んでいます。その方針・目指す姿を達成するため、当工場では以下の三つの活動指針を掲げて活動を推進しています。

- (1) スキル・意識向上：職場・作業に潜む危険を事前に発見・解決し、災害発生を防止する
具体的には、職場単位ごとに毎月危険予知想定問題

を作成し、一人五件以上の抽出と各職場で抽出された項目を共有することで一人ひとりの安全意識向上を図っています。この活動を通じてスキル向上や安全コミュニケーション活性化を推進しています。

- (2) 基盤構築：従業員の心身の健康と快適な職場環境の形成を促進する

衛生管理者・産業医による職場巡回に加え、各人のストレスチェックなどを定期的に行い、個々人の状況を常に把握しながら、個別にフォローする体制を構築しています。

- (3) 風土醸成：全員が、それぞれの立場・持ち場で安全行動を自ら実践する

月一回、工場長・安全管理者参加のもとで実際の現場作業を見ながら、第三者目線でルール通りの作業ができていないか、新たな不安全箇所・リスクがないかをチェック・抽出する診断会を行い、改善活動につなげています。

その他にも、場内安全に対する意識を高めるため設置した“安全の門”で無災害日数と安全五か条（最低守るべき五つのルール）を従業員だけでなく、すべての入場者に確認していただくことで、安全を最優先にして行動していただくように呼びかけています。

今回の授賞を機に従業員一同、ますます安全意識の向上に努め、安全で安心な職場環境の維持向上に心がける所存でございますので、今後ともご指導・ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

京都労働局長表彰『奨励賞』を受賞して

株式会社堀場エステック



株式会社堀場エステック



代表取締役社長
小石 秀之

この度、令和2年度京都労働局長「奨励賞」を授与いただき、京都労働局、京都下労働基準監督署、京都労働基準協会、京都労働基準協会京都下支部をはじめとする関係者の方々に深くお礼を申し上げます。

弊社は、1974年社名「スタンダードテクノロジー」として設立され、堀場エステックへと変わった現在まで分析計や流量測定装置の標準値を決めるため、技術の挑戦を続けてきました。現在は時代の変化とともに、IT産業が発展する中、社会貢献度の高い半導体産業分野に注力しています。半導体製造プロセスの中では、高度なガス流量制御が求められており、その中で高精度な精密流量制御に不可欠な制御機器「マスフローコントローラ」を開発し、この製品は、評価と信頼をいただき世界シェア50%を超えるまでに成長いたしました。

した。技術進化のスピードが速く、変化の多い分野ですが、今後も、お客様の多様な課題解決に対応し、確かな計測制御技術で、プロセス制御の進化に貢献してまいります。

弊社の安全衛生の取り組みに関しては、グループ会社内に専門の安全衛生担当組織を設立し、グループ間での連携による活動を進めることで安全衛生の知識と、意識の向上を図ってまいりました。安全衛生委員会での個社の審議、報告に加えて、グループ会社からの事故報告や教育の案内、情報共有を欠かさず行っております。また、安全衛生は担当者のみが取り組みを行っても健全な状態を保つことができません。弊社では、安全衛生パトロール実施時に、担当者に加えて経営トップやマネージャーが参加し、全社を挙げて不安全な状態の改善を行っております。

一方で、通勤途上災害を中心として小さな事故が発生しており、課題も抱えている状況です。大きな事故への発展を抑えるべく、リスクアセスメントの取り組みを教育を通してより多くの社員へ伝達する等の対策を実施することで、意識の改革によるヒューマンエラーの撲滅を目指します。

今回の「奨励賞」受賞を励みとして、社内全体で安全衛生活動の加速、グループ間での連携をさらに強固なものにし、安心安全な職場環境づくりを推進してまいります。引き続き、皆様のご指導、ご鞭撻を賜りますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

公益社団法人京都労働基準協会長表彰『事業場表彰』を受賞して

水野建設株式会社



水野建設株式会社



代表取締役社長
水野 祥司

この度、令和2年度全国安全週間にあたり、京都労働基準協会長「事業場表彰」の栄に浴しましたことは、役員をはじめ社員一同大変光栄なことと、心より慶んでおります。これも偏に、京都労働局をはじめ、京都下労働基準監督署並びに京都労働基準協会、京都労働基準協会京都下支部の関係各位のご指導、ご鞭撻の賜物と深く感謝申し上げます。

弊社は、昭和4年に設立以来、90年に亘り総合建設業として、地域文化の創造と環境との共生に貢献し、“誠実・確実・堅実”をモットーとして、営業活動からアフターサービスに至る品質活動を実施し、顧客が満足する建物を一貫して提供し続けて参りました。

さて、店社安全衛生管理活動としては、年度計画に基づいて実施事項を策定し、安全、健康、快適な職場

環境の確保を最優先し、PDCAサイクルにより日々安全衛生管理業務に取り組んでおりますが、受注する工事は新築以外に様々な修繕、改修工事があり、工期についても1日で完了する工事から、1年以上かかる大規模な工事もあります。それにより潜在する危険・有害要因も工事によって多種多様なものがあることから、弊社で過去に発生した労働災害や他社の労働災害事例を参考に、また労働安全衛生に関する最新情報を常に収集し、末端協力業者を含め全労働者が、工事に潜在する危険・有害要因を特定し、リスクの低減を図る自主的活動ができるよう、スキルアップを目指して取り組んでおります。また最近では新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が発令し、未だ嘗て経験したことのない未曾有の事態に困惑しながらも、全社員に対して出勤前の体温測定、手洗い、マスク着用、室内換気、共用部分のアルコール消毒等を徹底し、また通勤方法の変更や交替制の在宅勤務を実施して、『三密』状態を少しでも避けるよう感染予防に取り組んで参りました。今後も人命尊重という崇高な基本理念の下で、自分だけでなく、家族や会社の仲間達を新型コロナウイルスの感染から守るため、一人一人が気を緩めることなく、感染予防の意識を常にもった行動をとり、また工事の自主的安全衛生活動についても、社員一丸となって積極的に取り組んで参ります。

最後になりましたが、この度の受賞を励みにして無事故・無災害を目指して邁進していきたいと思っておりますので、今後ともご指導方、宜しく願い申し上げます。

公益社団法人京都労働基準協会会長表彰「個人表彰」を受賞して

水瀬英樹 [日本通運株式会社 京都支店 業務推進担当課長]



この度は、令和2年度公益社団法人京都労働基準協会会長「個人表彰」を賜り誠にありがとうございます。これもひとえに、京都労働局、京都下労働基準監督署、京都労働基準協会、京都労働基準協会京都下支部をはじめとする関係各位のご指導とご支援の賜物であり、深く感謝申し上げます。

弊社では、『安全はすべてに優先する』『健康で笑顔あふれる職場を実現する』という安全理念・衛生理念のもと、安全衛生活動に取り組んでおります。

安全活動については、各職場の安全パトロールを実施し、不安全状態や不安全行動がないか、職場の5Sが守られているか等を確認しています。

また、ドライバーやオペレーターの定期研修会を開催し、技能の向上に取り組むとともに、危険感受性を高めるため、ヒヤリハット報告の取り組み等も行っていきます。

衛生活動については、弊社では従業員の保健指導や健康教育を担当する専門スタッフが産業医と連携し、定期健康診断結果やストレスチェックの結果にもとづき、生活習慣病予防やメンタルヘルス不調の予防に取り組んでいます。

私はこれまで主に衛生活動に携わってきましたが、労働基準協会の部会活動を通じて、会員企業の皆様との情報交換や視察研修により各企業の安全衛生活動の取り組みを知ることができ、また座学研修では労働基準監督署の監督官の皆様にご講演いただき、労働基準行政の取り組みに関する理解を深めることができました。

今回の受賞を励みに従業員が安心して健康に働ける職場づくりに引き続き取り組んでいきたいと思っております。

最後になりますが、今後も京都労働局、京都下労働基準監督署ならびに京都労働基準協会関係各位の皆様のご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。この度は誠にありがとうございました。



『with コロナ』

株式会社 椿本チエイン
長岡京工場 総務課長

落合 信之



2020年4月から、京都府長岡京市にある当社の長岡京工場へ異動になりました。

同年2月に赴任先の家探しのため、新幹線に乗り京都へ来ましたが、そのときにはコロナウイルスはまだまだ対岸の火事、自分にはあまり関係のないものだと思っていました。

4月に着任し、最初の仕事は「コロナ対策」。マスクの確保に奔走し、人の集まる機会や場所の対策、感染者発生に伴う消毒用の備品や防護服等の手配、コロナ対策チームの編成 etc... 着任早々、人の顔も名前も分からない中、未知の業務に走り回る毎日（最初の1ヵ月は本当に辛かった...）。

それから2ヵ月が経過し、緊急事態宣言も解かれ、幸いにも社内での感染者は確認されず、第一波は一旦終息しました。そんな中、世間では「with コロナ」～世界は元には戻らない～と言われてています。

対面での打ち合わせや会議、社員研修、新幹線・飛行機での移動、そして飲みにケーション...（そういえば、転勤前後の歓送迎会は無かったですね）。今までの日常は、今後どのように変わっていくのでしょうか。当社でもweb会議が増え、テレワークが推奨されオンラインで仕事が進むことが当たり前になってきました。効率的で生産性も上がる一方、社員同士の人間関係が希薄になっていくような気がして寂しさを覚えます。私は総務人事を担当しており、

社内コミュニティの形成や従業員の満足度向上、社外コミュニケーションなどこれからもコロナウイルスの影響を大きく受けることになるでしょう。感染予防対策を施しながら、それらを実現していく... どのように？簡単に答えが見つかりそうにありません。コロナウイルスとの長いお付き合いがここでも発生しそうです。どこかでそんな悩みを共有し、アイデアをシェアできる機会があるといいですね。

これを書いているのは2020年6月中旬。紙面に掲載されるのが2020年8月。そのころ、世の中はどうなっているのか、私の生活はどうなっているのか... 少なくとも今よりも状況が良くなっていることを信じて、これからも前向きにがんばって行こうと思います。

さて、京都へ来る前の勤務地の話を少し。

こちらへ赴任する前は埼玉県にある「入間市」（イルマシと読みます）というところに住んでいました。実は「狭山茶」の産地（名前は狭山茶ですが、そのほとんどが入間市で栽培されています）。今の住居は宇治市なので、お茶に縁があるようです。埼玉県は京都府と違い観光資源が全くないところ。それでも住環境はとても良く、関東へ出向く際は、是非埼玉県にもお立ち寄りください。本当に何もありません... 美味しいお茶はあります。

「色は静岡、香りは宇治よ、味は狭山でとどめさす」

京都下労働基準監督署管内の

業種別・年別 労働災害発生状況
令和2年6月末現在

京都下労働基準監督署

業 種	休業4日以上 ^{【※()内は死亡者数】} の死傷災害					中間報告
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
全 産 業	619 (6)	615 (1)	635 (8)	675 (2)	639 (1)	194 (0)
製 造 業	122 (1)	106 (0)	122 (1)	104 (0)	109 (0)	30 (0)
食 料 品 製 造 業	28 (1)	31	33	28	36	8
繊維工業・繊維製品製造業	5	2	8 (1)	6	7	0
木材・木製品・家具等製造業	0	3	4	1	1	0
パルプ・紙・印刷・製本業	16	8	11	11	10	4
化 学 工 業	2	4	6	4	4	2
窯業土石製品製造業	2	5	1	3	1	0
鉄鋼・非鉄金属製造業	8	1	4	2	2	2
金 属 製 品 製 造 業	22	13	18	12	15	3
一般機械器具製造業	14	3	9	10	18	5
電気機械器具製造業	10	12	9	11	8	3
輸送用機械等製造業	1	1	3	4	1	0
電気・ガス・水道業	3	2	0	0	0	0
その他の製造業	11	21	16	12	6	3
鉱 業	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
建 設 業	49 (1)	51 (0)	65 (3)	70 (0)	74 (1)	25 (0)
土 木 工 事 業	2	2	10 (2)	6	4	4
建 築 工 事 業	43 (1)	41	45 (1)	56	55 (1)	15
木造家屋等建築工事業	7 (0)	11 (0)	5 (0)	9 (0)	12 (0)	2 (0)
その他の建設業	4	8	10	8	15	6
運 輸 業	112 (2)	128 (0)	127 (2)	125 (0)	110 (0)	30 (0)
鉄道等・道路旅客運送業	67 (2)	77	66	63	57	11
道路貨物運送・陸上貨物取扱業	45	51	61 (2)	62	53	19
その他の運輸交通・港湾運送業	0	0	0	0	0	0
農林・畜産・水産業	5 (0)	2 (0)	2 (0)	3 (0)	2 (0)	3 (0)
林 業	0	0	0	0	0	0
商 業	78 (1)	103 (1)	100 (1)	126 (2)	103 (0)	33 (0)
小 売 業	50 (1)	58 (1)	70 (1)	69	57	18
金 融 ・ 広 告 業	14 (0)	12 (0)	9 (0)	14 (0)	18 (0)	2 (0)
保 健 衛 生 業	70 (0)	56 (0)	47 (0)	63 (0)	73 (0)	19 (0)
社 会 福 祉 施 設	46	41	32	45	52	16
接 客 娯 楽 業	63 (0)	55 (0)	52 (0)	66 (0)	53 (0)	18 (0)
旅 館 業	21	17	14	16	8	1
飲 食 店	37	34	36	48	42	17
ゴルフ場の事業	0	0	0	0	0	0
清 掃 ・ と 畜 業	43 (0)	49 (0)	53 (1)	50 (0)	43 (0)	16 (0)
ビルメンテナンス業	27	21	27 (1)	28	25	13
産業廃棄物処理業	2	7	6	7	2	0
そ の 他	63 (0)	53 (0)	58 (0)	54 (0)	54 (0)	18 (0)
警 備 業	17	8	5	10	12	4

※ 休業4日以上^{【※()内は死亡者数】}の死傷災害数は労働者死傷病報告による。死亡災害は死亡災害報告による。

令和 2 年 死亡 災害 一 覧

京都下労働基準監督署

No.	発生月 時間	業 種	起因物	事故の型	被災者概要 事業場規模	災 害 の 概 要

全産業 0 【 製造業 0 建設業 0 運輸業 0 三次産業 0 その他 0 】

平成 31 年 死亡 災害 一 覧

No.	発生月 時間	業 種	起因物	事故の型	被災者概要 事業場規模	災 害 の 概 要
1	2月 10時	建設業 <small>鉄骨・鉄筋コンクリート造 (家屋建築工事業)</small>	仮設物、建築物、構造物等 (足場)	墜落、転落	男40代 1～9人	ホテル新築工事の現場4階において、被災者が外部足場（一側足場）に立ち、型枠の建込作業を行っていたところ、何らかの拍子に足場外側に張られていたメッシュシートを突き抜けて足場外側の地面まで落下した。その際に頭部を強く打って出血しており、病院に搬送されたが、2日後に死亡が確認されたもの。

全産業 1 【 製造業 0 建設業 1 運輸業 0 三次産業 0 その他 0 】

事業者の皆さまへ

2020年版

職場の熱中症予防対策は万全ですか？

高温多湿な場所で作業を行うと、体内の水分や塩分のバランスがくずれ、体温調節機能がうまく働かなくなり、熱中症になることがあります。熱中症は、体内に熱がたまることによって、めまいや筋肉痛、吐き気、さらには、けいれんなどを起こし、死亡することもある病気です。

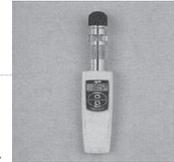
熱中症が起こるのは、炎天下での屋外作業だけに限りません。屋内の作業場や倉庫などでも湿度が高く通風が悪いと熱中症のリスクが高まります。

今年は、新型コロナウイルス感染症の予防のため、職場でのマスクの着用をはじめとする感染防止策が実施されています。外出機会が減ることで、暑さに身体が慣れていない人も多いことから、職場での熱中症予防を徹底するとともに、万一熱中症の初期症状が現れたら速やかに対策を講じましょう。

職場の熱中症予防対策は万全か、以下のチェックリストで自主点検しましょう。

① WBGT値（暑さ指数）を活用していますか？

WBGT値は、現場ごとに異なります。輻射熱も考慮した黒球付きのWBGT測定器でWBGT値を実測しましょう。



WBGT測定器 (例)

作業強度により、物差しとなるWBGT基準値を正しく選定して評価します。実測値がWBGT基準値を超えるときは、熱を遮る遮へい物、簡易な屋根、通風・冷房の設備の設置や連続作業時間の短縮、作業場所の変更が必要です。

WBGT基準値を大幅に超える作業場所でやむを得ず作業を行わせる場合は、単独作業を控え、休憩時間を長めに設定しましょう。

② 休憩場所は整備していますか？

冷房を備えた休憩場所・日陰などの涼しい休憩場所を設けましょう。屋内や車内の休憩場所については、換気に気をつけるとともに、休憩スペースを広げたり休憩時間をずらすなど、人と人との距離を保ちましょう。共有設備は定期的に消毒するなど清潔に。



日陰の確保 (例)

氷、冷たいおしぼり、水風呂、シャワーなどの身体を適度に冷やすことのできる物品や設備を設けましょう。感染拡大防止のため、手指の消毒設備も設けましょう。

飲料水などを備え付け、水分や塩分の補給を、定期的に行いましょう。飲食前には手洗いを徹底し、飲み口の共有を避けましょう。



冷水機 (例)

建設現場で休憩場所を共有する場合、借用ルールを定めて関係労働者に伝えるなど、利用環境を整えましょう。

③ 計画的に、熱に慣れ、環境に適応するための期間を設けていますか？

労働者が熱に慣れ、環境に適応しているか確認し、適応していない場合は、7日以上かけて高温多湿の環境での作業時間を次第に長くしましょう。

急激な気温の上昇や、4日以上のお休み明けは、ベテラン作業員も「熱への慣れ」が低下し、身体への負担が大きくなります。作業内容や作業時間にも配慮しましょう。



④ のどの渇きを感じなくても、労働者に水分・塩分を摂取させていますか？

<input type="checkbox"/>	作業強度に応じて、定期的にスポーツドリンクや経口補水液などを摂らせましょう。身体が欲するのどの渇きは、加齢や病気、身体の塩分不足のほかマスクで口が覆われることにより、感じにくくなることがあります。	
<input type="checkbox"/>	トイレに行きにくいことを理由として労働者が水分の摂取を控えることがないよう、労働者がトイレに行きやすい職場環境を作りましょう。	

⑤ 労働者に、透湿性・通気性の良い服装や帽子を、着用させていますか？

<input type="checkbox"/>	熱を吸収する服装、保熱しやすい服装は避け、透湿性・通気性のよい衣服を着用させましょう。
<input type="checkbox"/>	石綿除去等作業や放射性粉じん取扱いにおける保護衣など、衣類によっては、表2に照らして熱中症リスクを検討しましょう。必要に応じて、WBGT値を補正し、より涼しい環境で作業を。
<input type="checkbox"/>	マスクについては、WBGT値の衣服補正（表2）の対象とはなっていませんが、負荷の大きい作業などで息苦しいときは、こまめの休憩と十分な水分補給をしましょう。防じんマスクなど作業に必要なマスクは、しっかり着用を。
<input type="checkbox"/>	作業中も、労働者の顔や状態から、心拍や体温その他体調の異常がないかよく確認を。マスクや溶接面などで顔が隠れると、熱中症の初期症状を見逃すことがあります。

⑥ 日常の健康管理など、労働者の健康状態に配慮していますか？

<input type="checkbox"/>	糖尿病、高血圧症、心疾患などは、熱中症になりやすいことがあります。もれなく健康診断を実施し、医師の意見に基づく就業上の措置の徹底を。感染症拡大防止のため健康診断を延期している場合でも、基礎疾患の有無の確認を。
<input type="checkbox"/>	日々の体調確認も重要です。作業開始前に、睡眠不足や体調不良がないことの確認を。朝礼や点呼は、人が密集しないよう小グループで。

⑦ 熱中症を予防するための労働衛生教育を行っていますか？

<input type="checkbox"/>	熱中症の予防には、熱中症に対する正しい知識が不可欠です。高温多湿下での作業では、知識をもつ衛生管理者や熱中症予防管理者教育を受けた管理者の下での作業を。	
<input type="checkbox"/>	労働者にも、体調の異常を正しく認識できるよう、雇入れ時や新規入場時に表4による教育をしましょう。	

⑧ 熱中症の発症に備えて、緊急連絡網を作成などを行っていますか？

<input type="checkbox"/>	緊急時のため、熱中症に対応可能な近隣の病院、診療所の情報を含む緊急連絡網や救急措置の手順を作成し、関係者に周知しましょう。	
<input type="checkbox"/>	熱中症は、症状が急激に悪化することが多くあります。安静中も一人にしないとともに、医療機関の混雑などで救急隊の到着が遅れることも想定し、早めの通報を。	

<参考 熱中症の症状と分類>

分類	I 度	II 度	III 度
症状	めまい・失神、筋肉痛・筋肉の硬直、大量の発汗	頭痛・気分の不快・吐き気・嘔吐・倦怠感・虚脱感	意識障害・けいれん・手足の運動障害、高体温
重症度	小	大	

II 度に分類される症状が現れた場合は、病院などに搬送することが望ましく、III 度に分類される症状が現れた場合は、直ちに救急隊を要請する必要があります。

新型コロナウイルス感染症の影響により、納付が難しい方へ 労働保険料等の納付猶予の特例について

猶予（特例）の概要

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、事業に係る収入に相当の減少があった事業主の方にあつては、申請により、労働保険料等の納付を、1年間猶予することができます。
- この納付猶予の特例が適用されると、担保の提供は不要となり、延滞金もかかりません。

猶予の要件

以下のいずれも満たす事業主の方が対象となります。

- ① 新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業に係る収入が前年同期に比べて（※1）概ね20%以上減少していること
 - ※1 新規適用事業及び単独有期事業における取り扱いについてはQ&A及び申請の手引きをご参照ください。
- ② ①により、一時に納付を行うことが困難であること（※2）
 - ※2 「一時に納付を行うことが困難」かどうかの判断については、少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮に入れるなど、申請される方の置かれた状況に配慮し適切に対応します。
- ③ 申請書が提出されていること

猶予対象となる労働保険料等

令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する労働保険料等が対象となります。

申請方法

- 納期限までに申請してください（※3）。
 - ※3 令和2年2月1日から令和2年6月30日までの間に納期限が到来している労働保険料等については、令和2年6月30日までに申請していただければ、納期限までに申請した場合と同じ取り扱いとします。
- 所管の都道府県労働局に「労働保険料等納付の猶予申請書（特例）」等（※4）を提出してください。（郵送又は電子申請でも受け付けております。電子申請の場合、年度更新の申告等の添付書類として申請いただくこととなります。）
 - ※4・根拠となる書類の準備が難しい場合は、職員が聞き取りにより確認させていただきます。
 - ・同一の労働保険適用事業において、国税、地方税又は厚生年金保険料等の納付猶予の特例が許可された場合は、当該猶予許可通知書及び当該猶予申請書の写しを添付いただくことで、申請書の記載の一部が省略できる場合があります。

※ 申請にあたっては、管轄の都道府県労働局へご相談ください。

「口座振替」で労働保険料等を納付している 事業主の方へのお知らせ

令和2年度の労働保険料等の申告・納付期限が、令和2年6月1日～令和2年7月10日から、令和2年6月1日～令和2年8月31日まで延長されたことに伴い、全期・第1期の口座振替納付日を、令和2年9月7日から令和2年10月13日に変更しましたのでご注意ください。

なお、第2期、第3期の口座振替納付日については、変更ありません。

《令和2年度 労働保険料等の口座振替納付日》

全期・第1期	第2期	第3期
(変更前) 令和2年9月7日	(変更なし) 令和2年11月16日	(変更なし) 令和3年2月15日
<u>(変更後)</u> <u>令和2年10月13日</u>		

※ 新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための労働保険料等の特例猶予を申請した場合には、令和2年度の口座振替は一斉に凍結することになります。第1期分のみの特例猶予を申請し許可された場合にあつては、第2期、第3期分は、納付書での納付となりますのでご注意ください。

京都府で10社目の認定

(株)堀場製作所が「プラチナくるみん」に認定

令和2年5月15日付けで株式会社堀場製作所は、次世代育成に取り組む子育てサポート企業として厚生労働大臣より「プラチナくるみん」に認定されました。

(本制度は、次世代育成支援対策推進法に基づき、自発的な次世代育成に関する取り組みを促すことを目的としたものです。)

6月18日、京都労働局にてプラチナくるみんの認定通知書交付式が行われ、株式会社堀場製作所 管理本部副本部長 山下 泰生氏と、グローバル人事部長 加藤 法生氏が出席され、京都労働局 金刺局長より認定通知書が手渡されました。



〔金刺局長(右)から山下泰生氏(左)に「認定通知書」を交付〕

(株)堀場製作所では、自らが定めた行動計画に基づき、女性従業員のキャリアを継続支援するためのセミナーや情報交換会の実施、男性従業員の育児休暇の取得や全従業員の計画的な有給休暇の取得推進、生産性の向上を目的としたテレワーク勤務制度の導入など、社是である「おもしろおかしく」のもと、従業員一人ひとりが働きがいをもって能力が発揮できる職場づくりの取組みが評価されました。なお、昨年には同グループ会社である(株)堀場エステックも認定されており、グループとして2社目となります。

京都府内の認定企業一覧 (会員事業場を抜粋)

令和2年6月1日時点

① プラチナくるみん認定企業

(50音順)

No	企業名	認定年
1	株式会社京都銀行	2019年
2	京都中央信用金庫	2019年
3	三洋化成工業株式会社	2017年
4	株式会社堀場エステック	2019年
5	株式会社堀場製作所	2020年
6	株式会社ワコール	2017年

② くるみん認定企業

(50音順)

No	企業名	認定年
1	医療法人医仁会	2011年
2	関西ガスメーター株式会社	2016年・2020年
3	株式会社京都銀行	2008年・2013年・2019年
4	京都信用金庫	2014年・2016年・2018年
5	京都中央信用金庫	2009年・2013年・2017年・2019年
6	佐々木化学薬品株式会社	2017年
7	三洋化成工業株式会社	2007年・2009年・2012年・2016年・2017年
8	株式会社GSユアサ	2017年
9	宝酒造株式会社	2007年
10	日本新薬株式会社	2007年・2012年
11	任天堂株式会社	2010年・2015年
12	福田金属箔粉工業株式会社	2016年
13	株式会社堀場エステック	2008年・2013年
14	株式会社堀場製作所	2008年・2012年
15	マクセル株式会社	2007年・2009年
16	株式会社村田製作所	2008年
17	株式会社ワコール	2012年・2015年・2018年

くるみん認定基準	プラチナくるみん認定基準
 <ul style="list-style-type: none"> ① 雇用環境の整備について、行動計画策定指針に照らし適切な一般事業主行動計画を策定したこと。 ② 行動計画の計画期間が、2年以上5年以下であること。 ③ 行動計画を実施し、計画に定めた目標を達成したこと。 ④ 行動計画を公表し、労働者への周知を適切に行っていること。 	
<ul style="list-style-type: none"> ⑤ 男性の育児休業等取得について、次の①又は②を満たすこと。 <ul style="list-style-type: none"> ① 計画期間において、男性労働者のうち、配偶者が出産した男性労働者に占める育児休業等を取得した者の割合が7%以上 ② 計画期間において、男性労働者のうち、配偶者が出産した男性労働者に占める育児休業等を取得した者及び育児休業等に類似した企業独自の休暇制度を利用した者の割合が15%以上、かつ、育児休業等をした者の数が1人以上いること 	<ul style="list-style-type: none"> ⑤ 男性の育児休業等取得について、次の①又は②を満たすこと。 <ul style="list-style-type: none"> ① 計画期間において、男性労働者のうち、配偶者が出産した男性労働者に占める育児休業等を取得した者の割合が13%以上 ② 計画期間において、男性労働者のうち、配偶者が出産した男性労働者に占める育児休業等を取得した者及び育児休業等に類似した企業独自の休暇制度を利用した者の割合が30%以上、かつ、育児休業等を取得した者が1人以上いること。
<p><労働者数300人以下の企業の特例></p> <p>計画期間内に男性の育児休業等取得者又は育児休業等に類似した企業独自の休暇制度の利用者がいなかった場合でも、次の①～④のいずれかに該当すれば基準を満たす。(①・②・④はくるみん、プラチナくるみん共通)</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 計画期間内に、子の看護休暇を取得した男性労働者がいること(1歳に満たない子のために利用した場合を除く)。 ② 計画期間内に、子を育てる労働者に対する所定労働時間の短縮措置を利用した男性労働者がいること。 <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>【くるみんの場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ③ 計画期間とその開始前の一定期間(最長3年間)に、育児休業等を取得した男性労働者の割合が7%以上であること。 ④ 計画期間内に、小学校就学前の子を育てる男性労働者がいない場合において、中学校卒業までの子又は小学校就学前の孫についての子育てを目的とした企業独自の休暇制度を利用した男性労働者がいること。 </div> <div style="width: 45%;"> <p>【プラチナくるみんの場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ③ 計画期間とその開始前の一定期間(最長3年間)に、育児休業等を取得した男性労働者の割合が13%以上であること。 </div> </div>	
<ul style="list-style-type: none"> ⑥ 計画期間において、女性労働者の育児休業等取得率が、75%以上であること。 <p style="text-align: center;"><従業員300人以下の企業の特例></p> <p>上記6.を満たさない場合でも、計画期間とその開始前の一定期間(最長3年間)を合わせて計算したときに、女性の育児休業等取得率が75%以上であれば基準を満たす。</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑦ 3歳から小学校就学前の子を育てる労働者について、「育児休業に関する制度、所定外労働の制限に関する制度、所定労働時間の短縮措置又は始業時刻変更等の措置に準ずる制度」を講じている。 ⑧ 労働時間数について、次の①及び②を満たすこと <ul style="list-style-type: none"> ① フルタイムの労働者の法定時間外・法定休日労働時間の平均が毎月4.5時間未満であること。 ② 月平均の法定時間外労働60時間以上の労働者がいないこと。 	
<ul style="list-style-type: none"> ⑨ 次の①～③いずれかについて、成果に関する具体的な目標を定め実施していること。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ① 所定外労働の削減のための措置 ② 年次有給休暇の取得の促進のための措置 ③ 短時間正社員制度、在宅勤務、テレワークその他の働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置 <p>※必ずしも一般事業主行動計画に目標を定める必要はありません</p> </div> 	<ul style="list-style-type: none"> ⑨ 次の①～③すべての措置を実施しており、かつ、①又は②について定量的な目標を定めて実施し、達成したこと。
<ul style="list-style-type: none"> ⑩ 法および法に基づく命令その他関係法令に違反する重大な事実がないこと 	<ul style="list-style-type: none"> ⑩ 計画期間において、次の①又は②を満たすこと。 <ul style="list-style-type: none"> ① 子を出産した女性労働者のうち、子の1歳誕生日に在職(育休中を含む)している者の割合が90%以上 ② 子を出産した女性労働者及び子を出産する予定であったが退職した女性労働者のうち、子の1歳誕生日に在職(育休中を含む)している者の割合が55%以上 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px; text-align: center;"> <p><従業員300人以下の企業の特例></p> <p>上記9の①又は②に該当しない場合でも、計画期間とその開始前の一定期間(最長3年間)を合わせて計算したときに①又は②を満たせば、基準を満たす。</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ⑪ 育児休業等を取得し又は子育てをする女性労働者が就業を継続し、活躍できるよう、能力向上やキャリア形成のための支援などの取組の計画を策定し、これを実施していること。 ⑫ 法および法に基づく命令その他関係法令に違反する重大な事実がないこと(くるみん認定基準10と同一)。
<p>プラチナくるみんを取得した企業は、その後の行動計画策定・届出の代わりに「次世代育成支援対策の実施状況」について、毎年少なくとも1回、公表日の前事業年度(事業年度=各企業における会計年度)の状況を「両立支援のひろば」で公表する必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1回目の公表は、プラチナくるみん取得後おおむね3か月以内 ・2回目の公表は、公表事業年度終了後おおむね3か月以内 に行ってください。 	

「えるぼし」認定

令和2年5月 マクセル（株）が二つ星に認定されました。

「えるぼし認定」とは、女性の活躍推進に関する取組の実施状況等が優良な企業を女性活躍推進法に基づき、厚生労働大臣（都道府県労働局長への委任）により認定を受けた証です。

京都府内の認定企業一覧（20社中、会員事業場を抜粋）

令和2年6月末現在

企業名	段階	認定年月	常時雇用する労働者
株式会社京都銀行	★★★★	平成28年4月	3,161名
京都中央信用金庫	★★★★	令和元年5月	2,860名
マクセル株式会社	★★	令和2年5月	2,492名

えるぼし認定、プラチナえるぼし認定

- えるぼし認定：一般事業主行動計画の策定・届出を行った企業のうち、女性の活躍推進に関する取組の実施状況が優良である等の一定の要件を満たした場合に認定。
 - プラチナえるぼし認定：えるぼし認定企業のうち、一般事業主行動計画の目標達成や女性の活躍推進に関する取組の実施状況が特に優良である等の一定の要件を満たした場合に認定。＜令和2年6月～＞
- ➡ 認定を受けた企業は、厚生労働大臣が定める認定マーク「えるぼし」又は「プラチナえるぼし」を商品などに付すことができる。また、**プラチナえるぼし認定企業は、一般事業主行動計画の策定・届出が免除される。**

<p>プラチナ えるぼし</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該行動計画に定めた目標を達成したこと。 ● 男女雇用機会均等推進者、職業家庭両立推進者を選任していること。（※） ● プラチナえるぼしの管理職比率、労働時間等の5つの基準の全てを満たしていること（※） ● 女性活躍推進法に基づく情報公表項目（社内制度の概要を除く。）のうち、8項目以上を「女性の活躍推進企業データベース」で公表していること。（※） <p style="text-align: right;">※実績を「女性の活躍推進企業データベース」に毎年公表することが必要</p>
<p>えるぼし （3段階目） ★★★★</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● えるぼしの管理職比率、労働時間等の5つの基準の全てを満たし、その実績を「女性の活躍推進企業データベース」に毎年公表していること。
<p>えるぼし （2段階目） ★★</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● えるぼしの管理職比率、労働時間等の5つの基準のうち3つ又は4つの基準を満たし、その実績を「女性の活躍推進企業データベース」に毎年公表していること。 ● 満たさない基準については、事業主行動計画策定指針に定められた取組の中から当該基準に関連するものを実施し、その取組の実施状況について「女性の活躍推進企業データベース」に公表するとともに、2年以上連続してその実績が改善していること。
<p>えるぼし （1段階目） ★</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● えるぼしの管理職比率、労働時間等の5つの基準のうち1つ又は2つの基準を満たし、その実績を「女性の活躍推進企業データベース」に毎年公表していること。 ● 満たさない基準については、事業主行動計画策定指針に定められた取組の中から当該基準に関連するものを実施し、その取組の実施状況について「女性の活躍推進企業データベース」に公表するとともに、2年以上連続してその実績が改善していること。

女性の職業生活における活躍の状況に関する実績に係る基準①

※ えるぼしの基準のうち下線部は、改正により新たに追加されたもの

評価項目	えるぼし	プラチナえるぼし
1.採用	<p>① 男女別の採用における競争倍率（応募者数÷採用者数）が同程度であること。（直近3事業年度の平均した「採用における女性の競争倍率×0.8」が、直近3事業年度の平均した「採用における男性の競争倍率」よりも雇用管理区分ごとにそれぞれ低いこと。）</p> <p>又は</p> <p>② 直近の事業年度において、次の(i)と(ii)の両方に該当すること。</p> <p>(i) 正社員に占める女性労働者の割合が産業ごとの平均値（平均値が4割を超える場合は4割）以上であること。</p> <p>(ii) 正社員の基幹的な雇用管理区分における女性労働者の割合が産業ごとの平均値（平均値が4割を超える場合は4割）以上であること</p> <p>(※) 正社員に雇用管理区分を設定していない場合は(i)のみで可。</p>	同左
2.継続就業	<p>○ 直近の事業年度において、次の(i)と(ii)どちらかに該当すること。</p> <p>(i) 「女性労働者の平均継続勤務年数」÷「男性労働者の平均継続勤務年数」が雇用管理区分ごとにそれぞれ7割以上であること。 (※) 期間の定めのない労働契約を締結している労働者に限る。</p> <p>(ii) 「女性労働者の継続雇用割合」÷「男性労働者継続雇用割合」が雇用管理区分ごとにそれぞれ8割以上であること。 (※) 継続雇用割合は、10事業年度前及びその前後の事業年度に採用された労働者(新規学卒者等に限る。)のうち継続して雇用されている者の割合</p> <p>○ 上記を算出することができない場合は、以下でも可。</p> <p>・ 直近の事業年度において、正社員の女性労働者の平均継続勤務年数が産業ごとの平均値以上であること。</p>	<p>○ 左に掲げる基準のうち、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (i)について、8割以上 ・ (ii)について、9割以上 <p>であること。(その他の基準は同左)</p>
3.労働時間等の働き方	<p>○ 雇用管理区分ごとの労働者の法定時間外労働及び法定休日労働時間の合計時間数の平均が、直近の事業年度の各月ごとに全て45時間未満であること。</p>	同左

女性の職業生活における活躍の状況に関する実績に係る基準②

評価項目	えるぼし	プラチナえるぼし
4.管理職比率	<p>① 直近の事業年度において、管理職に占める女性労働者の割合が産業ごとの平均値以上であること。</p> <p>又は</p> <p>② 「直近3事業年度の平均した1つ下位の職階から課長級に昇進した女性労働者の割合」÷「直近3事業年度の平均した1つ下位の職階から課長級に昇進した男性労働者の割合」が8割以上であること。</p>	<p>○ 直近の事業年度において、管理職に占める女性労働者の割合が産業ごとの平均値の1.5倍以上であること。</p> <p>ただし、1.5倍後の数字が、</p> <p>① 15%以下の場合は、管理職に占める女性労働者の割合が15%以上であること。 (※) 「直近3事業年度の平均した1つ下位の職階から課長級に昇進した女性労働者の割合」が「直近3事業年度の平均した1つ下位の職階から課長級に昇進した男性労働者の割合」以上である場合は、産業計の平均値以上で可。</p> <p>② 40%以上の場合は、管理職に占める女性労働者の割合が正社員に占める女性比率の8割以上であること。 (※) 正社員に占める女性比率の8割が40%以下の場合は、40%以上</p>
5.多様なキャリアコース	<p>○ 直近の3事業年度に、大企業については2項目以上（非正社員がいる場合は必ずAを含むこと）、中小企業については1項目以上の実績を有すること。</p> <p>A 女性の非正社員から正社員への転換 B 女性労働者のキャリアアップに資する雇用管理区分間の転換 C 過去に在籍した女性の正社員としての再雇用 D おおむね30歳以上の女性の正社員としての採用</p>	同左

(注1)「平均値」は、雇用環境・均等局長が別に定める産業ごとの平均値。

(注2) 雇用管理区分ごとに算出する場合において、属する労働者数が全労働者数のおおむね1割程度に満たない雇用管理区分がある場合は、職務内容等に照らし、類似の雇用管理区分とまとめて算出して差し支えない(雇用形態が異なる場合を除く。)

<その他>

- ・ 雇用管理区分ごとのその雇用する労働者の男女の賃金の差異の状況について把握したこと（プラチナえるぼしのみ）。
- ・ えるぼし認定又はプラチナえるぼし認定を取り消され、又は辞退の申出を行い、その取消し又は辞退の日から3年を経過していること（辞退の日前に、雇用環境・均等局長が定める基準に該当しないことにより、辞退の申出をした場合を除く。）。
- ・ 職業安定法施行令第1条で定める規定の違反に関し、法律に基づく処分、公表その他の措置が講じられていないこと。
- ・ 法又は法に基づく命令その他関係法令に違反する重大な事実がないこと。

安全衛生教育用 DVD 貸出しリスト

- ・使用料は1本1週間(7日間)の貸出しで会員¥880(税込)非会員¥2,200(税込)です。
- ・料金は貸出時に前払いをお願いします。原則として引取り、返却は直接をお願いします。
- ・事前にお電話にて貸出状況をご確認のうえ、ご予約をお願いします。

No.	タイトル	収録時間
1	新入社員の安全と健康	22分
2	DVDで早わかり 労働安全衛生法	140分
3	みんなでリスクアセスメント ～アセスメント徹底演習～	24分
4	リスクアセスメントの考え方、進め方	20分
5	みんなで取り組むメンタルヘルス	24分
6	最新-KYTの進め方 ～基礎4ラウンド研修法～	23分
7	危険予知活動のめざすもの ～ヒューマンエラー事故をなくそう～	18分
8	誰もが危険 熱中症の新常識	22分
9	自転車通勤を安全に	20分
10	転倒災害はこうして防ぐ ～転ばぬ先の安全の知恵～	17分
11	たかが脚立!?されど脚立!?	19分
12	「はさまれ・巻き込まれ」災害はなくせる ～みんなで摘みとろう危険の芽～	18分
13	働く人の腰痛予防	18分
14	「どんな危険がひそんでいるか」徹底訓練	27分
15	みえない空気 酸欠等の災害を防ぐ	20分
16	有機溶剤中毒を防ぐ	20分
17	プレス金型交換作業を安全に	28分
18	クレーン玉掛作業と安全	18分
19	RST講座 職長教育映像教材集 VOL.1	89分
20	RST講座 職長教育映像教材集 VOL.2	87分
21	RST講座 職長教育映像教材集 VOL.3	68分
22	コントロール・バンディングの進め方	17分
23	電気取扱作業の安全～低圧電気の基礎知識～	18分
24	転倒予防体操～滑り・つまづき・踏み外しを防ぐ～	24分
25	交通災害ゼロを目指して～交通KYでゼロ災運転を～	16分
26	腰痛 その予防と対処法	20分
27	知っていますか、安全配慮義務	26分
28	フルハーネス型安全帯(墜落制止用器具)の正しい使い方	10分
29	職場のハラスメント再点検 あなたの理解で大丈夫ですか?(第1巻) 【パワーハラスメント編】	27分
30	職場のハラスメント再点検 あなたの理解で大丈夫ですか?(第2巻) 【セクシャルハラスメント編】	25分

申 込 書

事業場名 _____

電話番号 _____

ご担当者 _____

貸出期間 _____ / _____ ~ _____ / _____ まで

ご希望のDVDに✓を入れて FAX 又はメールでお送りください。貸出し状況を確認後、ご連絡させていただきます。

	タイトル	収録時間	希望欄
1	新入社員の安全と健康	22分	
2	DVDで早わかり 労働安全衛生法	140分	
3	みんなでリスクアセスメント ～アセスメント徹底演習～	24分	
4	リスクアセスメントの考え方、進め方	20分	
5	みんなで取り組むメンタルヘルス	24分	
6	最新-KYTの進め方～基礎4ラウンド研修法～	23分	
7	危険予知活動のめざすもの ～ヒューマンエラー事故をなくそう～	18分	
8	誰もが危険 熱中症の新常識	22分	
9	自転車通勤を安全に	20分	
10	転倒災害はこうして防ぐ～転ばぬ先の安全の知恵～	17分	
11	たかが脚立!?されど脚立!?	19分	
12	「はさまれ・巻き込まれ」災害はなくせる ～みんなで摘みとろう危険の芽～	18分	
13	働く人の腰痛予防	18分	
14	「どんな危険がひそんでいるか」徹底訓練	27分	
15	みえない空気 酸欠等の災害を防ぐ	20分	
16	有機溶剤中毒を防ぐ	20分	
17	プレス金型交換作業を安全に	28分	
18	クレーン玉掛作業と安全	18分	
19	RST講座 職長教育映像教材集 VOL.1	89分	
20	RST講座 職長教育映像教材集 VOL.2	87分	
21	RST講座 職長教育映像教材集 VOL.3	68分	
22	コントロール・バンディングの進め方	17分	
23	電気取扱い作業の安全～低圧電気の基礎知識～	18分	
24	転倒予防体操～滑り・つまずき・踏み外しを防ぐ～	24分	
25	交通災害ゼロを目指して～交通KYでゼロ災運転を～	16分	
26	腰痛その予防と対処法	20分	
27	知っていますか安全配慮義務	26分	
28	フルハーネス型安全帯（墜落制止用器具）の正しい使い方	10分	
29	職場のハラスメント再点検 あなたの理解で大丈夫ですか？（第1巻） 【パワーハラスメント編】	27分	
30	職場のハラスメント再点検 あなたの理解で大丈夫ですか？（第2巻） 【セクシャルハラスメント編】	25分	

公益社団法人 京都労働基準協会 京都下支部 **FAX 353-3530**

E-mail: shimo-jimu@kyoukiren.or.jp

産業保健研修会のご案内（令和2年度第2・四半期）

京都産業保健総合支援センターでは産業保健に関する専門的かつ実践的な研修を実施しております。

受講は無料ですので、皆様方のご参加をお待ちしております。

なお、天災事変その他やむを得ない事由（新型コロナウイルスなどの感染症の拡大防止の場合を含む）により本研修を延期又は中止等する場合がありますので、開催の有無については京都産業保健総合支援センターのホームページにて随時確認してください。

日時・場所・定員	テーマと概要	対象者	講師
8月26日（水） 14:00~16:00 産保センター 2階会議室 AB 12名 ※公共交通機関をご利用下さい	「TA心理学（交流分析）パーソナリティ理論」（全3回シリーズ1回目） TAは、「個人が変化し成長するための総合的な心理療法の一つである。」と国際TA協会は定義づけています。現代版精神分析と言われたり、人間性心理学と言われたりもしますが、何よりも、図式化や平易な用語によって、難しい内面をうまく説明できるので、産業において活用がしやすいと言われています。現代もどんどん進化していますので、「エゴグラム」という古典的なツールだけでなく、人間のパーソナリティを理解する総合的な情報としてTAパーソナリティ理論を学習しませんか。職場で発生しているいろんな課題が、この理論で解説でき、それによって介入の仕方を検討しやすくなります。 【衛単位】専門「各種実務研修」2単位	看護職 衛生管理者 人事労務	(株)ホリスティックコミュニケーション 代表取締役社長 豊田 直子 氏
9月2日（水） 14:00~16:00 産保センター 2階会議室 AB 12名 ※公共交通機関をご利用下さい	「実践力アップセミナー 職場のハラスメント対策向上編 ~これってパワハラですよね」と言われた時に~ 6月からハラスメント防止措置が義務化となりました。グループワークを通して、ハラスメント相談窓口担当者等の対応力を向上させるために、一緒に考えてみましょう。 【衛単位】専門「各種実務研修」2単位	相談窓口担当者 人事労務 衛生管理者 看護職	京都産業保健 総合支援センター 相談員 辰巳 朋子
9月10日（木） 14:15~16:15 京都府医師会館 3階会議室 (JR二条駅東側) 50名 ※公共交通機関をご利用下さい	「若年性認知症の方の就労継続支援」（第3回）（共催：京都府） <ul style="list-style-type: none"> 認知症の症状・診断・治療 若年性認知症の基礎知識及び現状 早期発見の重要性（鑑別すべき疾患や鬱などの他の病気との違い） 本人や家族への対応（診断時の対応や家族へのケア、サービスへのつながり） 若年性認知症への支援のあり方 ※コロナ対策により定員を制限しているため、産業医の受講を優先します。 【衛単位】専門「医学知識」2単位	産業医 衛生管理者 看護職 人事労務	京都府立医科大学大学院 精神機能病態学 講師 松岡 照之 氏

【衛単位】 京都衛生管理者会単位

■ お申し込み方法 ■

「京都産業保健総合支援センター」ホームページ（<https://www.kyotos.johas.go.jp>）からお申し込み下さい。定員に達している場合はお申し込み出来ませんので、ホームページでご確認ください。

■ お問合せ先 ■

独立行政法人労働者健康安全機構 京都産業保健総合支援センター

電話. 075-212-2600 FAX. 075-212-2700

〒604-8186 京都市中京区車屋町通御池下ル梅屋町361-1 アーバネックス御池ビル東館5階

金属機械部会

暑中お見舞い申し上げます

<p>ダイハツ工業株式会社 本社(池田)・京都工場(京都地区) 工場長 福嶋 洋 〒618-0081 京都府乙訓郡大山崎町字下植野小字北細池1 TEL 956-1141 (代)</p>	<p>オープン工業株式会社 代表取締役 小笠原 康 夫 〒601-8205 京都市南区久世殿城町563 TEL 921-7366 (代)</p>
<p>NTEC 株式会社 日本サーモエナー 京都工場長 難波 伸 二 〒601-8205 京都市南区久世殿城町600番地の1 TEL (075) 935-2500(直通)</p>	<p>三菱ロジスネクスト株式会社 取締役社長 御子神 隆 〒617-8585 京都府長岡京市東神足2丁目1番1号 TEL 075-951-7171</p>
<p>株式会社 樁本チエイン長岡京工場 長岡京工場長代行 前田 隆 雄 〒617-0833 長岡京市神足暮角1番地1 TEL (075) 956-0200</p>	<p>メテック株式会社 代表取締役 北村 隆 幸 〒601-8133 京都市南区上鳥羽藁田町1番地 TEL 661-4900 (代)</p>
<p>株式会社 カシフジ 取締役社長 檜 藤 達 郎 〒601-8131 京都市南区上鳥羽鴨田28 TEL 691-9171 (代)</p>	<p>三谷伸銅株式会社 取締役社長 高 原 一 紀 〒601-8128 京都市南区上鳥羽大柳町1番地1 TEL 681-3331 (代)</p>
	<p>福田金属箔粉工業株式会社 代表取締役社長 園 田 修 三 〒607-8305 京都市山科区西野山中臣町20番地 TEL 581-2161 (代)</p>



電 器 部 会

暑中お見舞い申し上げます



株式会社 GSYUASA
代表取締役社長 村尾 修
〒601-8520 京都市南区吉祥院西ノ庄猪之馬場町1
TEL 312-1211 (代表)

株式会社 砂崎製作所

代表取締役社長 砂崎 達哉
〒607-8028 京都市山科区四ノ宮岩久保町11
TEL 581-1151 (代)
FAX 581-1126

株式会社 村田製作所

代表取締役社長 中島 規巨
〒617-8555 京都府長岡京市東神足1丁目10番1号
TEL 075-951-9111

株式会社 堀場製作所

代表取締役社長 足立 正之
〒601-8510 京都市南区吉祥院宮の東町2番地
TEL 325-5006 (直)

株式会社 藤井合金製作所

取締役社長 藤井 康孝
〒601-8125 京都市南区上鳥羽花名18番地1
TEL 681-4581

三菱電機株式会社 京都製作所

所長 中嶋 博樹
〒617-8550 京都府長岡京市馬場園所1番地

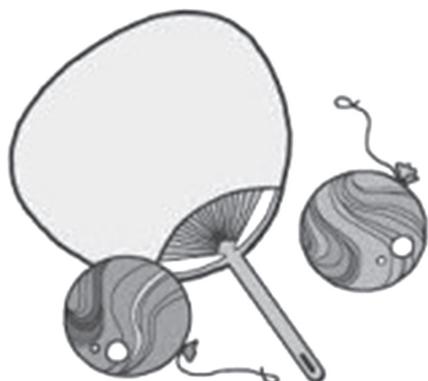


トクデン株式会社

代表取締役社長 北野 嘉秀
〒607-8345 京都市山科区西野離宮町40番地
TEL 581-2111 (代表)
<https://www.tokuden.com>

日本電気化学株式会社

代表取締役社長 小林 剛一
〒607-8356 京都市山科区西野後藤18
TEL 591-0380



化学・紙・印刷部会

暑中お見舞い申し上げます

<p>積水化学工業株式会社 京都研究所</p> <p>所 長 小 林 仁</p> <p>〒601-8105 京都市南区上鳥羽上調子町2番地の2 TEL (075) 662-8541</p>	<p>株式会社 松 風</p> <p>代表取締役社長 根 來 紀 行</p> <p>〒605-0983 京都市東山区福稲上高松町11番地 TEL 561-1112 (代)</p>
<p>三洋化成工業株式会社</p> <p>代表取締役 社 長 安 藤 孝 夫</p> <p>〒605-0995 京都市東山区一橋野本町11の1 TEL 541-4311</p>	<p>佐々木化学薬品株式会社</p> <p>代表取締役 佐々木 智 一</p> <p>〒607-8225 京都市山科区勸修寺西北出町10 TEL 581-9141</p>
<p>日本プラスチック製砥株式会社</p> <p>代表取締役 社 長 河 田 祥 司</p> <p>〒618-0071 京都府乙訓郡大山崎町大山崎龍光14-1 TEL 956-1111 (代)</p>	<p> 日本新薬株式会社</p> <p>代表取締役 社 長 前 川 重 信</p> <p>〒601-8550 京都市南区吉祥院西ノ庄門口町14 TEL 075-321-1111</p>
<p> 日東薬品工業株式会社</p> <p>代表取締役 社 長 北 尾 哲 郎</p> <p>〒617-0006 京都府向日市上植野町南開35-3 TEL (075) 921-5344(代)</p>	<p>三菱製紙株式会社 京都工場</p> <p>工場長 楠 田 康 之</p> <p>〒617-8666 京都府長岡京市開田一丁目六番六号 TEL 075-951-1181(代)</p>
<p>レンゴー株式会社 新京都事業所</p> <p>事業所長 小 倉 則 夫</p> <p>〒617-0836 長岡京市勝竜寺八反田1 TEL 954-2121</p>	<p>森 紙 業 株 式 会 社</p> <p>代表取締役 北 村 正</p> <p>〒601-8441 京都市南区西九条南田町61番地 TEL 681-2111 (代)</p>
<p> 株式会社 松井色素化学工業所</p> <p>代表取締役 社 長 松 井 晴 彦</p> <p>本 社／〒607-8466 京都市山科区上花山桜谷町64 TEL 075-594-5611(代) http://www.msc-color.co.jp 京都工場／〒607-8345 京都市山科区西野離宮町29 TEL 075-595-5522</p>	<p> 第一工業製薬</p> <p>代表取締役 会長兼社長 坂本 隆司</p> <p>〒601-8391 京都市南区吉祥院大河原町 5 ☎ (075) 323-5911 FAX (075) 326-7356 www.dks-web.co.jp</p>

建設部会

暑中お見舞い申し上げます

 水野建設株式会社 MIZUNO 代表取締役社長 水野 祥司 〒600-8894 京都市下京区西七条市部町77番地 TEL: 075-312-0431	森本配管株式会社 代表取締役 森本 稔 〒600-8806 京都市下京区中堂寺壬生川町8-6 TEL 341-6251 (代)
 株式会社 田中工務店 代表取締役 田中 勝久 〒601-8173 京都市南区上烏羽八王神町5番地 TEL 681-9556 http://www.tanaka-toba.co.jp/	株式会社 きんでん 京都支店 常務執行役員 支店長 伊藤 敏彦 〒601-8560 京都市南区西九条西柳ノ内町8番地 TEL 634-6500 (代)
 株式会社 安井空工務店 代表取締役 安井 洋 〒617-0006 京都府向日市上植野町馬立2番地4 TEL 933-0012 https://www.yasuimoku.co.jp/	

一般部会

暑中お見舞い申し上げます

救急告示病院・地域医療支援病院・臨床研修指定病院・開放型病院・ 日本医療機能評価機構認定病院・外国人患者受入れ医療機関認証(JMIP) 医療法人財団 武田病院 康生会 24時間・365日 救急・急患対応しています 《内科・外科・循環器内科・心臓血管外科・脳神経外科・小児科(小児輪番時のみ)》 〒600-8558 京都市下京区塩小路通西洞院東入東塩小路町841-5 TEL 075-361-1351 (JR京都駅前・中央郵便局西隣)	タキイ種苗株式会社 代表取締役社長 瀧井 傳一 〒600-8243 京都市下京区梅小路 TEL 365-0123 (大代表)
日本板硝子株式会社 京都事業所 事業所長 橋本 潤一 〒601-8206 京都市南区久世大藪町469番地 TEL 934-8218	「ここから始まる京都の旅」 京阪ホテルズ&リゾート株式会社 代表取締役社長 稲地利彦 〒600-8216 京都市下京区烏丸通七条下ル東塩小路町721-1 TEL 361-3225
サントリービール株式会社 京都ビール工場 工場長 高岡 成介 〒617-8530 京都府長岡京市調子3丁目1番1号 TEL 951-4151	宝酒造株式会社 代表取締役社長 村田 謙二 〒600-8688 京都市下京区四条通烏丸東入長刀鋒町20 (四条烏丸FTスクエア) TEL 241-5116 (ダイヤルイン)

運輸倉庫部会

暑中お見舞い申し上げます

<p>株式会社 中央倉庫</p> <p>取締役社長 木村正和</p> <p>〒600-8843 京都市下京区朱雀内畑町41番地 TEL 313-6151</p>	<p><i>We Find the Way</i>  日本通運 NIPPON EXPRESS 日本通運株式会社京都支店</p> <p>支店長 坂田道治</p> <p>〒600-8248 京都市下京区大宮通木津屋橋下る上中之町2番地 TEL 075(371)3141</p>
<p>谷川運輸倉庫株式会社 京滋事業部</p> <p>代表取締役社長 谷川隆史</p> <p>本社 〒530-0005 大阪市北区中之島6-2-401中之島インテス16階 〒601-8177 京都市南区上鳥羽馬廻り15-1 TEL 681-0761</p>	<p>京都通運株式会社</p> <p>代表取締役社長 高田康裕</p> <p>〒600-8266 京都市下京区大宮通七条下る上之町438番地 TEL 371-9101 (代)</p>

タクシー部会

暑中お見舞い申し上げます

<p>洛東タクシー株式会社 ホテルハイヤー株式会社</p> <p>代表取締役 杉崎則夫</p> <p>〒607-8345 京都市山科区西野離宮町36番地の4 TEL 581-1138 (代) 594-1661 (代)</p>	<p>彌榮自動車株式会社</p> <p>取締役社長 糸田佳幸</p> <p>〒600-8802 京都市下京区中堂寺櫛笥町1 TEL 841-6261 (代)</p>
<p>帝産京都自動車株式会社</p> <p>代表取締役社長 難波 潔</p> <p>〒601-8103 京都市南区上鳥羽仏現寺町1 TEL 691-8161</p>	<p>洛陽交運株式会社</p> <p>取締役社長 糸田昌宏</p> <p>〒601-8444 京都市南区西九条森本町65番地 TEL 691-8101 配車専用 842-1212 (ヤサカグループ無線)</p>

商 業 部 会

暑中お見舞い申し上げます

株式会社 ロマンズ小杉

代表取締役 小 杉 源一郎

〒600-8422 京都市下京区室町通仏光寺上る白楽天町517
TEL 075-341-3111(大代)

大將軍商事株式会社

代表取締役 新 井 一 樹

〒600-8381 京都市下京区黒門通り四条下ル下り松町146
TEL 801-1521(代)

 **京都銀行**

頭取 土井 伸宏

〒600-8652 京都市下京区烏丸通松原上る薬師前町700番地
TEL 075-361-2211(代表)

濱風アート株式会社

代表取締役 濱 風 勝

〒601-8114 京都市南区上烏羽南鉾立町38番地
TEL 075-661-9020

ジーク株式会社

取締役社長 湯 浅 圭 一

〒601-8317 京都市南区吉祥院新田式ノ段町33番地
TEL 681-0511

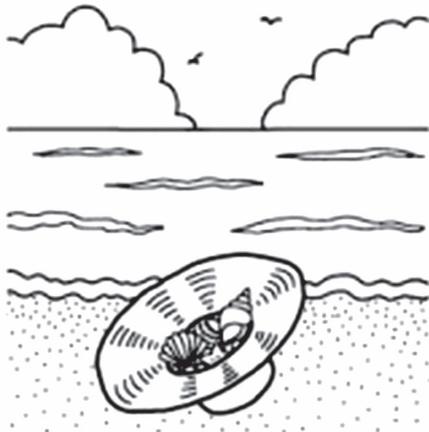
**株式会社近鉄・都ホテルズ
ウエステイン都ホテル京都**

専務取締役総支配人 北 村 恵 司

〒605-0052 京都市東山区粟田口華頂町一番地(三条けあげ)
TEL 771-7111



<p>株式会社 藤井大丸</p> <p>取締役社長 藤井健志</p> <p>〒600-8031 京都市下京区寺町通四条下ル貞安前之町605番地 TEL 221-8181</p>	<p>株式会社 大丸松坂屋百貨店</p> <p>執行役員 北川公彦 大丸京都店長</p> <p>〒600-8511 京都市下京区四条高倉西入 TEL 211-8111</p>
<p> 京都信用金庫</p> <p>理事長 榊田隆之</p> <p>京都市下京区四条通柳馬場東入 TEL(075)211-2111</p>	<p>株式会社 ワコールホールディングス</p> <p>代表取締役社長 安原弘展</p> <p>〒601-8530 京都市南区吉祥院中島町29 TEL 682-5111</p>
<p> 京都中央信用金庫</p> <p>理事長 白波瀬誠</p> <p>〒600-8009 京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町91番地 ☎075(223)2525 FAX 0120-201-580(フリーダイヤル)</p>	<p>株式会社 近鉄・都ホテルズ</p> <p>都ホテル 京都八条</p> <p>総支配人 上野加代子</p> <p>〒601-8412 京都市南区西九条院町17 TEL 075-661-7111 FAX 075-661-7135</p>
<p>四条繁栄会商店街振興組合</p> <p>理事長 野村清孝</p> <p>〒600-8005 京都市下京区四条通麩屋町西入立売東町24 TEL (075)221-2408</p>	<p>東レコーテックス株式会社</p> <p>代表取締役社長 鈴木一弘</p> <p>〒601-8324 京都市南区吉祥院落合町一五番地 TEL 691-5191(代)</p>



安全靴 ユニフォーム 安全衛生保護具



京都支店

支店長 平井 淳

〒615-8081 京都市西京区桂池尻町112番地
TEL 075-394-3071

マルコーメール便

- ☆メール便の配達
- ☆発送物の仕分・封入
- ☆車両の貸切
- ☆引越作業

配送に関することならなんでもご相談下さい!



株式会社 ウィングス マルコー

京都市上京区千本下立売下ル東入ル小山町908-10

フリーダイヤル ☎ 0120-050-240

TEL075-822-3441 FAX075-822-3538



修美社

omoshiro print
syubisya

H-UV オフセット 4 色印刷機を導入して印刷の世界がますます広がりました!

<http://www.syubisya.co.jp>

検索

〒604-8492 京都市中京区西ノ京右馬寮町2-7
TEL:075-841-3432 FAX:075-812-5345



京都下労働基準監督署

署長 千田 幸子
副署長 山中 広嗣
副署長 森下 和重
第一方面主任監督官 代田 昌稔
第二方面主任監督官 大堀 優介
第三方面主任監督官 吉田 和弘
第四方面主任監督官 高橋 健洋
安全衛生課長 遠藤 崇
労災第一課長 吉野 勉
労災第二課長 藤原 美佳
業務課長(命)補償課長 矢野 芳彦

職員一同

〒600-8007

京都市下京区四条通東洞院東入立売西町60番地
日本生命四条ビル5階 TEL 075-254-3195(代)



ご広告掲載を頂いた会員並びに各位には大変有難うございました。次号もよろしくお願ひします。

Standard of the Next

物流の未来を支える、「当たり前」としての存在へ



ニチユ バッテリーフォークリフト

ALESIS

バッテリー式フォークリフト[カウンターバランスタイプ] アレシス

www.logisnext.com

Logisnext

三菱ロジスネクスト株式会社

〒617-8585 京都府長岡京市東神足2-1-1 TEL.075-956-8688



あなたも、あしたも、すこやかに。

健康円満

家族と笑い合う。仲間と汗を流す。
仕事をがんばる。好きなことに夢中になる。

そんな、イキイキとした毎日のために。
笑顔と幸せに満ちた、これからのために。

大切なのは、ココロとカラダの健康です。

家庭円満も、人生円満も、すべては、「健康円満」な毎日から。

日本新薬は、一人ひとりが元気で豊かな人生を歩める
「健康円満」な未来に向けて、
新しいくすりを創りつづけます。

健康未来、創ります
日本新薬
NIPPON SHINYAKU CO., LTD.
<http://www.nippon-shinyaku.co.jp>

よりフルーティーに。
新しくなった澁!

お酒
香り成分
1.5倍!
※従来比

松竹梅白登蔵 澁 mio
スパークリング清酒 5

よく冷やしてお飲みください。

お酒は20歳を過ぎてから。飲酒運転は法律で禁じられています。のんだあとはリサイクル。宝酒造株式会社

公益社団法人 京都労働基準協会 京都下支部

- 支部長 (株)京都銀行
- 副支部長 関西電力送配電(株)京都支社
- ” 日本板硝子(株)京都事業所
- ” (株)中央倉庫
- 会計監査 タキイ種苗(株)
- ” 日東薬品工業(株)
- 金属機械部会長 ダイハツ工業(株)本社(池田) 京都工場
- 電器部会長 (株)GSユアサ
- 化学紙印刷部会長 日本新薬(株)
- 一般部会長 日本板硝子(株)京都事業所
- 建設部会長 水野建設(株)
- タクシー部会長 彌榮自動車(株)
- 運輸倉庫部会長 日本通運(株)京都支店
- 商業部会長 京都中央信用金庫
- 他役員一同

事務局 尾本 幸三郎・北島 多佳子

〒600-8009 京都市下京区四条通室町東函谷鉦町78番地
京都経済センター4階

TEL 353-3523 FAX 353-3530

E-mail : shimo-jimu@kyoukiren.or.jp

URL : <http://www.kyoukiren.or.jp/hp/shimo.htm>



ロケット画像 ©JAXA

株式会社 GSユアサ
www.gs-yuasa.com/

電池の技術革新で社会に貢献してきた、GSユアサ。
これからも革新的な蓄電技術で、人類の可能性と夢を届け、
持続可能な世界をつくるための価値創造を続けます。

GS YUASA
Creating the Future of Energy

安全で快適な職場づくりに

安全衛生教育用のテキスト 各種図書・用品・ポスター

をご利用ください！

ご注文は公益社団法人 京都労働基準協会 京都下支部まで

TEL 075-353-3523 FAX 075-353-3530

Eメール: shimo-jimu@kyoukiren.or.jp

URL: <http://www.kyoukiren.or.jp/hp/shimo.htm>